

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和元年 10 月 21 日時点

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	4
1 計画策定の趣旨.....	4
2 計画策定の背景.....	5
3 計画の基本的な事項.....	7
4 計画策定経過.....	10
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	11
1 人口の動向.....	11
2 家族の状況.....	16
3 認定こども園、幼稚園および保育所（園）、小学校等の状況.....	21
4 子ども・子育て支援の状況.....	25
5 ニーズ調査の結果.....	28
6 「子どもの貧困」対策のための支援者調査の結果.....	44
7 第1期計画の評価と課題.....	49
8 課題と方向性.....	54
第3章 計画の基本的な考え方.....	58
1 基本理念.....	58
2 草津市の目指す子ども 「草津っ子」.....	59
3 計画推進にあたっての視点.....	60
4 基本目標.....	61
5 施策の体系.....	62
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	63
目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり.....	63
目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり.....	70
目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり.....	80
目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり.....	87
目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり.....	93

第5章 重点的な取組（子ども・子育て支援法 法定必須記載事項）	98
1 基本事項	98
2 就学前の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）の推進	99
3 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施	100
4 就学前の教育・保育	101
5 地域子ども・子育て支援事業	103
第6章 重点的な取組（子ども・子育て支援法 法定必須記載事項以外）	118
1 子どもの貧困対策の充実	118
2 児童虐待防止対策の充実	121
3 障害のある子どもへの支援の充実	124
4 「草津っ子」育み事業	128
第7章 計画の推進に向けて	131
1 それぞれの役割と責務	131
2 推進体制	132
3 計画の検証方法と中間年度での見直し	133
資料編	134
1 草津市子ども・子育て会議委員名簿	134
2 草津市子ども・子育て会議における検討経過	134

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しています。合計特殊出生率は3年連続で低下しており、平成30年で1.42となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。また、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労等に影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月から始まりました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが必要とされました。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

文言を追加

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、**対策の一層の推進を図るべく**、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務化とされました。

『第二期草津市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や草津市（以下「本市」という。）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である『草津市子ども・子育て支援事業計画』の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 子育て環境の変化

月日を追加

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、同年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策が始まりました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されています。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成等により、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

(2) 支援が必要な子どもへの対応

文章の因果関係が逆だったため、語順を変更

平成29年4月に改正社会福祉法が施行され、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められており、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、子ども・子育て世帯の社会的な孤立から派生する子どもに対する虐待やいじめ等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親が国際結婚の子ども等、外国につながる子どもが全国的に増加していることを受け、外国につながる子どもの育ちを支え、円滑に教育・保育を利用できるよう配慮することが求められています。

子どもの貧困については、厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、わが国の7人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。

こうした背景から、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務化されました。

※相対的な貧困…

注釈の追加

その国の平均的な所得水準の半分未満の状況にあること。最低限の衣食住を満たせない「絶対的貧困」とは異なり、外見からはわかりにくく、支援の手を差し伸べにくいのが特徴です。

(3) 保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加する中では、働きやすい職場づくりを進めることが安心して妊娠・出産・子育てできる環境につながります。

表現修正

国の働き方改革実現会議では、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が策定され、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備等を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組がなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等はさらに無くなっていくことが望まれます。

(4) 待機児童解消と保育人材の確保

女性の就業率のさらなる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、国では平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」が発表されました。このプランでは、令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和 4 年度までに女性（25～44 歳）の就業率 80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等、総合的な対策が進められています。

本市の女性の就業率は年々上昇しており、今後も増加する保育ニーズへの対応が求められます。また、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のためには、保育士等の業務負担軽減やキャリアアップ支援等、保育士等が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育できる環境づくりが求められています。

※就業率…

注釈の追加

「就業率」とは、15 歳以上人口に占める就業者の割合であり、次の式で定義される。

就業率（％）＝就業者/15 歳以上人口×100

3 計画の基本的な事項

(1) 計画の法的根拠

「教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、」を「子ども・子育て支援法」に係る表現に修正

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、**教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、策定するものです。** 算用数字に変更

また、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」、さらに、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第九条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」**を内包した、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。**

【子ども・子育て支援法(第 61 条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

算用数字に変更

【次世代育成支援対策推進法(第 8 条)】

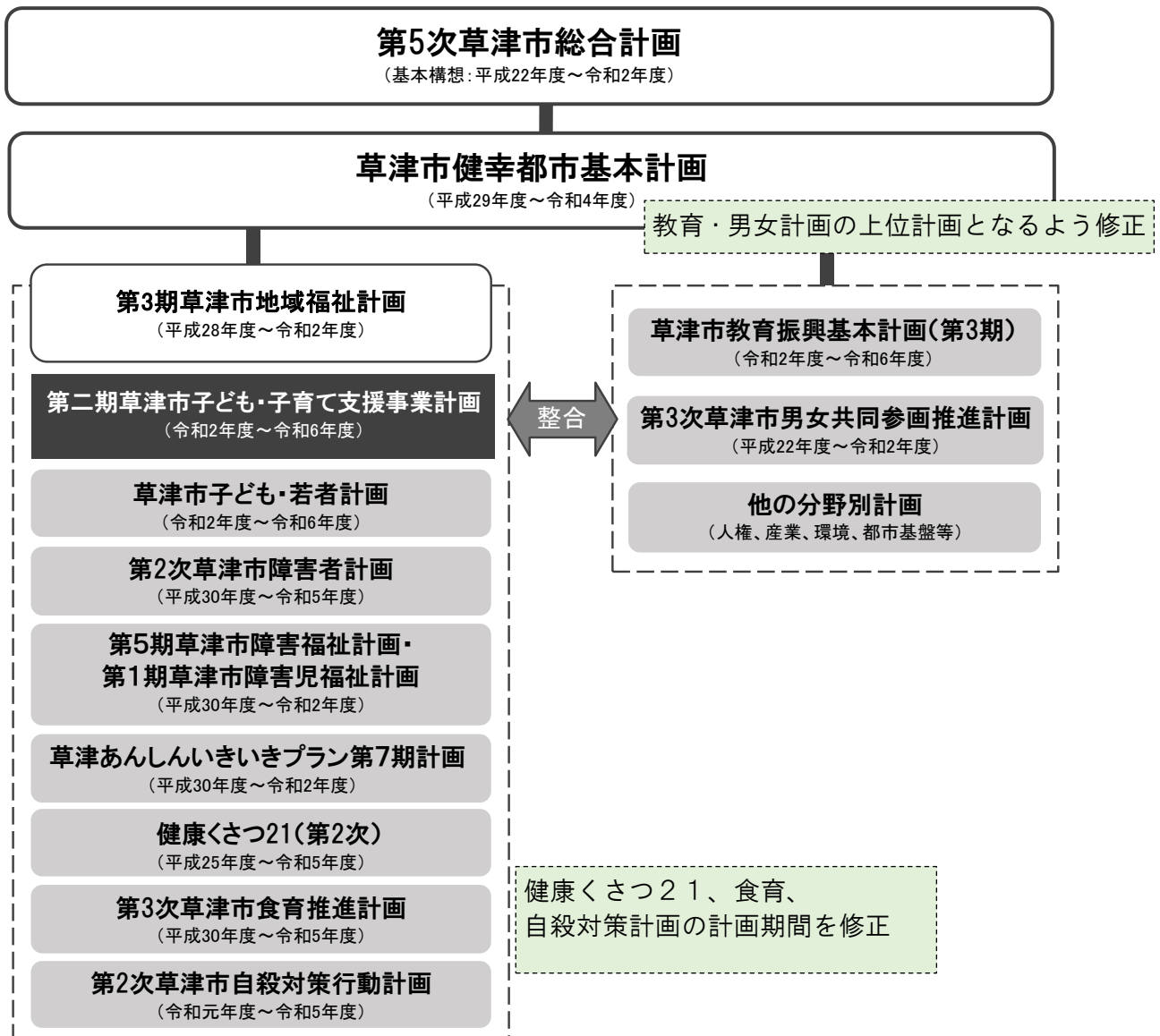
市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律(第 9 条)】

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第5次草津市総合計画」を最上位計画、「草津市健幸都市基本計画」、「第3期草津市地域福祉計画」を上位計画とし、「草津市子ども・若者計画」や「草津市教育振興基本計画」、その他の福祉計画等、関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。



(3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。

【子ども・子育て支援法(第6条)】

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。

平成 27年度	・・・	令和 元年度 (平成31年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
草津市子ども・子育て支援事業計画			第二期草津市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				
令和7, 8年度(第3期計画分)を削除							

4 計画策定経過

(1) 草津市子ども・子育て支援に関する調査

①草津市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「草津市の子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

②団体調査

ニーズ調査では把握しきれない現場の声をお聞きし、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かな意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体・個人等へのアンケート調査を実施しました。

(2) 草津市子どもの貧困対策のための支援者調査

支援者における子どもの貧困への意識、支援の現状等を把握し、子どもの貧困への対策および支援を検討する基礎資料とするため、支援者に対するアンケート調査を実施しました。

(3) 草津市子ども・子育て会議

学識経験者・福祉・医療・保健・教育等の関係者および子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を活かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

(4) パブリックコメント

令和元年●月から令和2年●月にかけて本計画（案）に際して、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまからのご意見を反映しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

推計数値の修正に合わせて表現の変更

1 人口の動向

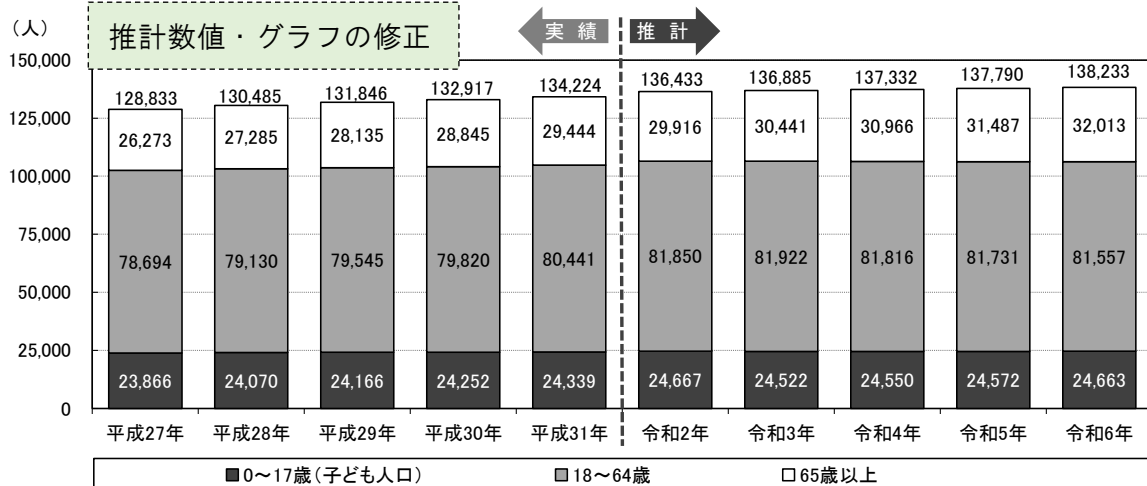
- ◆本市の総人口は、住宅開発等の進展による人口流入を受けて、増加傾向にあります。
- ◆年齢3区分別の構成割合は、0～17歳の子ども人口割合が横ばいで推移しますが、65歳以上人口割合が年々上昇し、高齢化が進行すると予測されます。 文言の修正
- ◆本市の就学前児童数は、平成28年をピークに減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されます。小学生児童数は、増加傾向にありますが、令和2年以降は増加と減少を繰り返し、横ばいで推移すると予測されます。

(1) 年齢3区分別人口の推移と推計

本市の総人口は毎年増加しており、平成31年は134,224人となっています。今後も増加傾向は継続し、令和6年には138,233人に達すると予測されます。

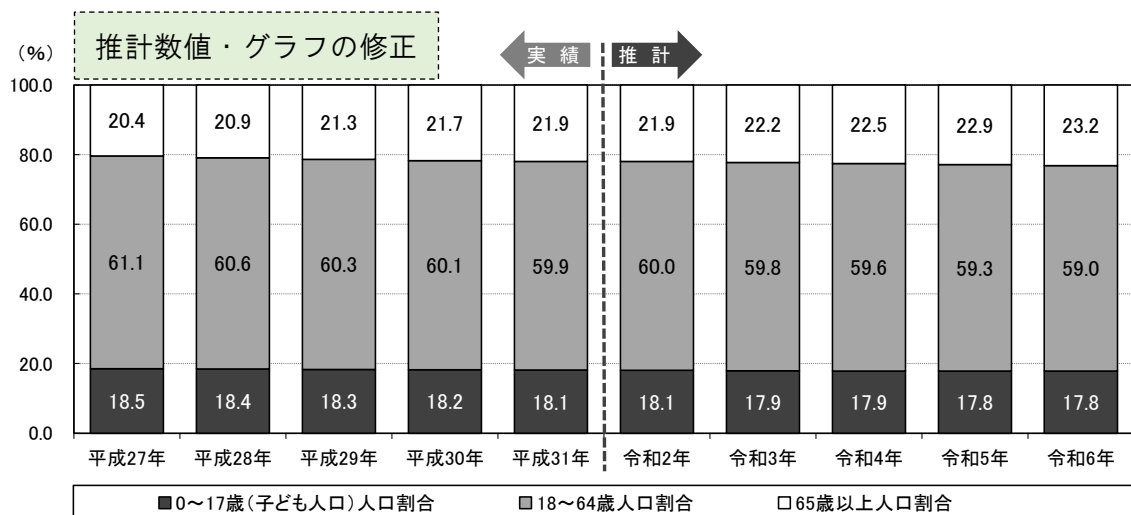
年齢3区分別の構成割合は、子ども人口割合は横ばいで推移し、65歳以上人口割合は、年々上昇すると予測されます。

■ 総人口の推移



資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

■年齢3区分別の構成割合の推移



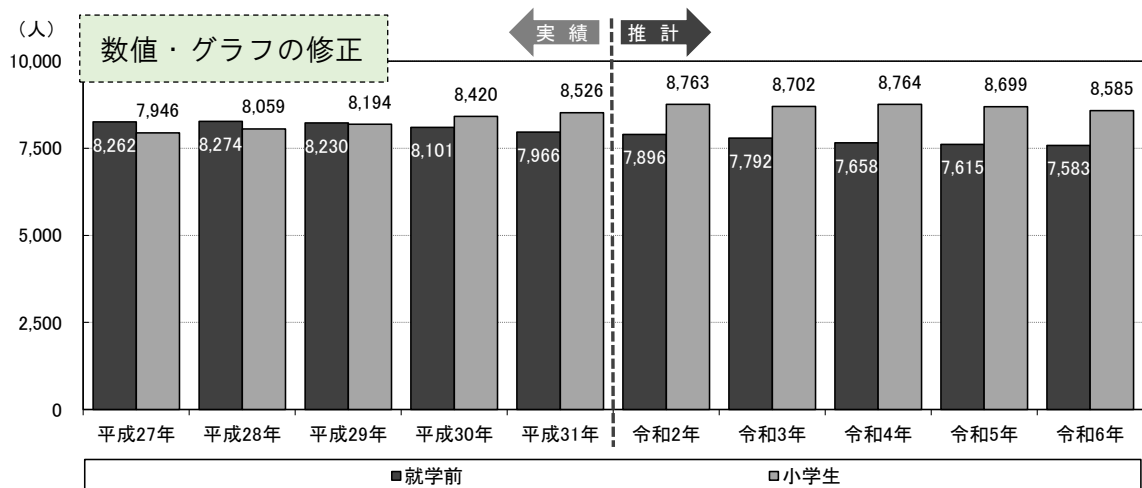
(2) 就学前と小学生の人口の推移と推計

推計数値の修正に合わせて表現の変更

0歳から5歳までの就学前の児童数は、子育て世帯の転入の影響を受け増加していましたが、平成28年をピークに減少に転じ、**今後も減少で推移すると予測されます。**

小学生の児童数は、増加しており、平成31年は8,526人となっています。**今後は、開発の影響から増減しながら推移し、令和6年で8,585人と予測されます。**

■児童数（就学前と小学生）の推移



■年齢別児童数（就学前と小学生）の推移

数値の修正

年次 年齢	実績					推計				
	平成27年	28年	29年	30年	31年	令和2年	3年	4年	5年	6年
0歳	1,236	1,290	1,213	1,203	1,193	1,166	1,183	1,167	1,175	1,172
1歳	1,390	1,291	1,343	1,289	1,253	1,275	1,223	1,245	1,228	1,237
2歳	1,431	1,406	1,325	1,360	1,298	1,299	1,294	1,249	1,272	1,254
3歳	1,449	1,452	1,441	1,347	1,404	1,346	1,320	1,323	1,278	1,300
4歳	1,390	1,440	1,457	1,447	1,350	1,430	1,342	1,323	1,328	1,283
5歳	1,366	1,395	1,451	1,455	1,468	1,380	1,430	1,351	1,334	1,337
就学前計	8,262	8,274	8,230	8,101	7,966	7,896	7,792	7,658	7,615	7,583
1年生	1,379	1,366	1,430	1,458	1,480	1,503	1,384	1,443	1,364	1,347
2年生	1,368	1,378	1,370	1,431	1,460	1,502	1,495	1,388	1,447	1,369
3年生	1,364	1,379	1,380	1,375	1,433	1,488	1,496	1,500	1,396	1,455
4年生	1,225	1,373	1,388	1,391	1,378	1,455	1,479	1,497	1,502	1,399
5年生	1,320	1,242	1,376	1,391	1,388	1,405	1,451	1,484	1,504	1,509
6年生	1,290	1,321	1,250	1,374	1,387	1,410	1,397	1,452	1,486	1,506
小学生計	7,946	8,059	8,194	8,420	8,526	8,763	8,702	8,764	8,699	8,585
合計	16,208	16,333	16,424	16,521	16,492	16,659	16,494	16,422	16,314	16,168

資料：住民基本台帳および草津未来研究所（各年3月31日現在）

(3) 外国人人口

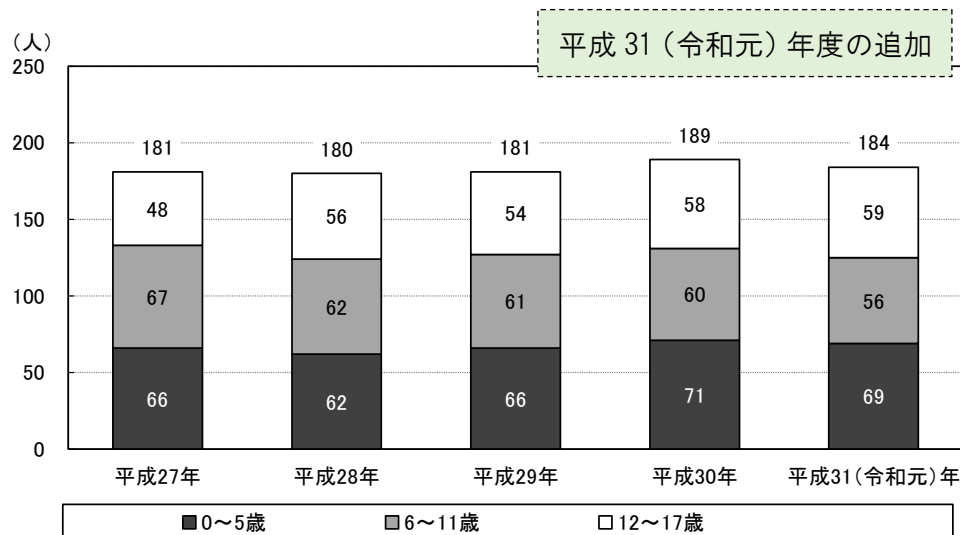
平成31（令和元）年度の追加に伴い文言の修正

18歳未満の外国人人口は、平成27年以降180人台で推移しています。

国籍別人口では、平成27年以降「中国」が最も高く、次いで「韓国」が第2位で推移しており、平成30年はそれぞれ885人、481人となっています。また、第5位で推移していた「ベトナム」が平成30年は250人で第3位となっており、第4位が「フィリピン」で179人、第5位が「ブラジル」で150人、第6位が「インドネシア」で79人となっています。

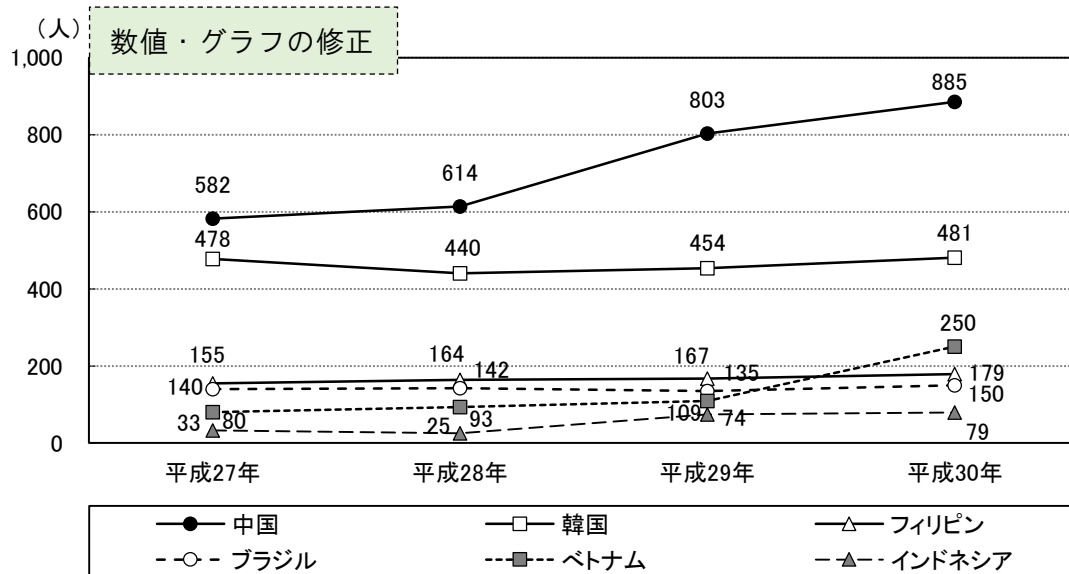
グラフの変更に伴い、人数を変更

■外国人人口の推移（18歳未満）



資料：学区別年齢別人口（各年5月31日現在）

■ 国籍別人口の推移（上位6か国）



資料：市民課（各年12月31日現在の住民基本台帳人口）
 ※平成30年時点で上位6か国を抜粋

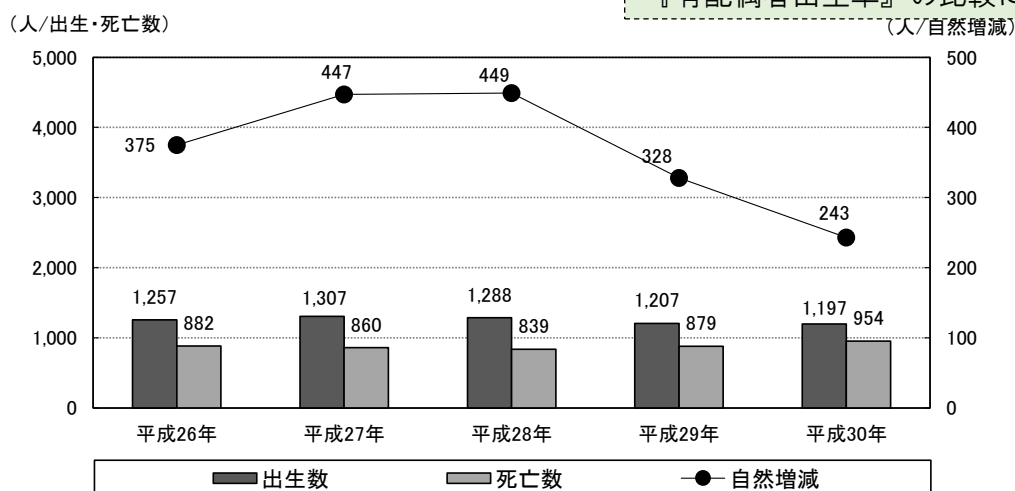
出典と抜粋方法の修正

(4) 自然動態

出生数は、平成27年をピークに減少に転じ、死亡数は平成28年以降増加傾向となっています。本市の自然動態は出生数が死亡数を上回る自然増の傾向にありますが、平成28年以降、出生数と死亡数の差は縮小しています。

20～39歳台の有配偶者出生率を滋賀県、全国と比較すると、25～29歳を除く年代で滋賀県よりも高くなっています。30～39歳では滋賀県、全国よりも高くなっています。

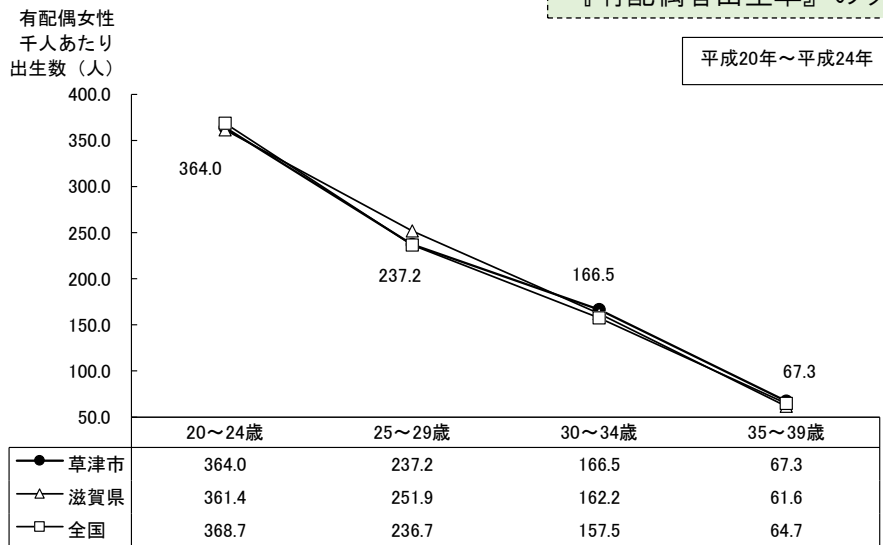
■ 出生数と死亡数



資料：市民課（各年10月1日～9月30日の1年間）

■（参考）有配偶出生率の比較

『合計特殊出生率』から
『有配偶者出生率』のグラフに差し替え



資料：人口動態統計特殊報告

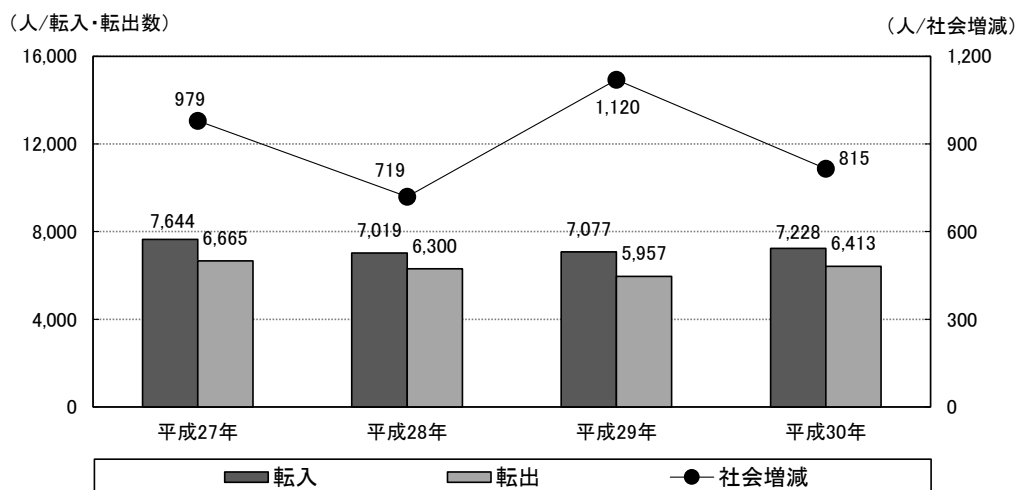
※有配偶出生率…配偶者のいる女性1,000人当たりの嫡出生数。

注釈の追加

(5) 社会動態

転入数は、平成28年に7,019人まで減少するもののその後増加に転じ、平成30年は7,228人となっています。転出数は年々減少していましたが、平成30年で増加に転じています。本市は転入数が転出数を上回る社会増の傾向にあります。増加数は年によってばらつきがあります。

■転入数と転出数



資料：市民課（各年10月1日～9月30日の1年間）

2 家族の状況

- ◆市全体の世帯数や子どものいる世帯数は増加していますが、子どものいる1世帯当たり人員は減少し、核家族化が進行しています。
- ◆ひとり親世帯は、平成28年以降減少傾向にあるものの1,000世帯台で推移しています。ひとり親世帯の自立や子どもへの支援等総合的な支援が求められます。
- ◆子育て世代の女性の労働力率は上昇傾向にあり、18歳未満の子どものいる共働き世帯も増加しています。今後も働く女性が増加することで、さらなる保育ニーズの高まりが予測されます。

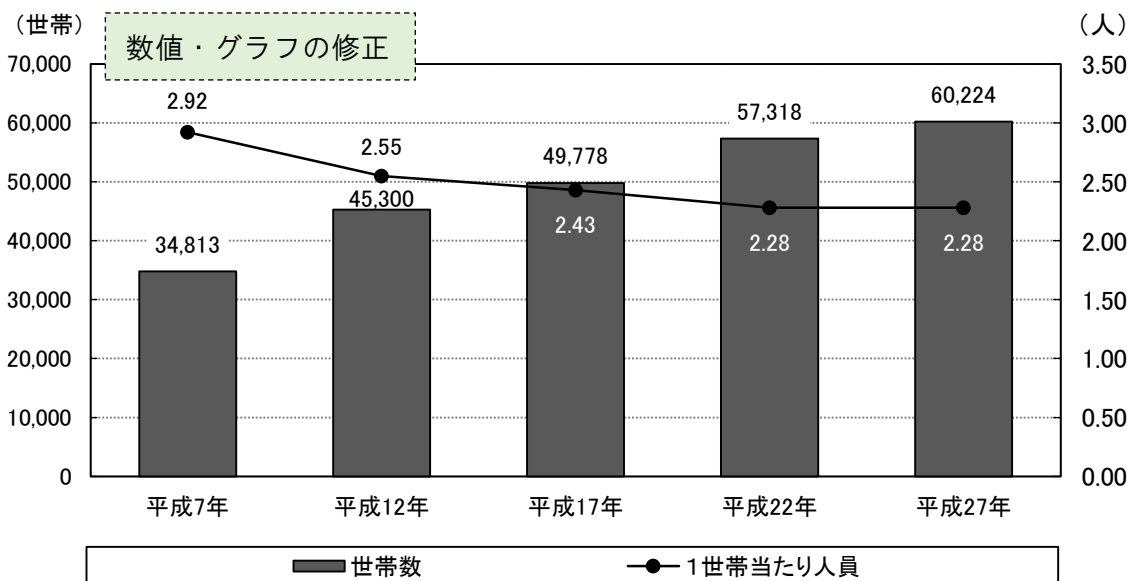
(1) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成7年から平成27年の20年間で1.73倍となっており、人口の伸びよりも大きくなっています。しかし、平成6年に開設した立命館大学の学生等単身世帯の増加により、1世帯あたり人員は、平成7年の2.92人から平成27年の2.28人へと、世帯規模の縮小が進んでいます。

数値の修正

■ 世帯数の推移



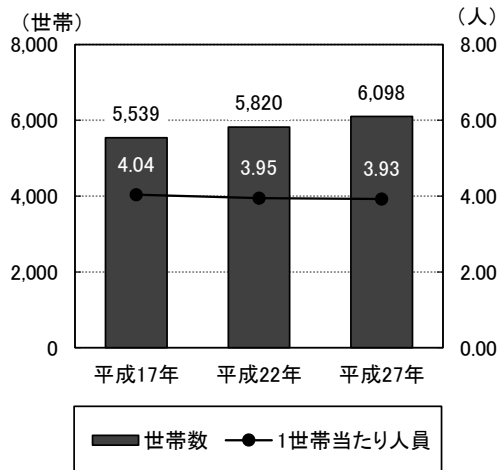
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②子どものいる世帯数の推移

子どものいる一般世帯数は、6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数ともに増加しています。

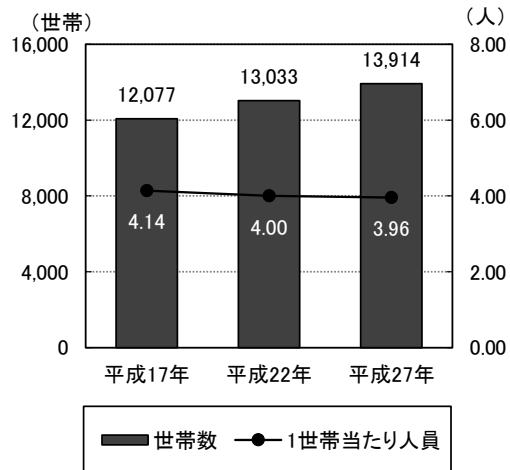
また、子どものいる一般世帯の1世帯当たり人員は6歳未満のいる世帯、18歳未満のいる世帯ともに減少傾向にあり、子育て家庭においても世帯規模の縮小が進んでいます。

■6歳未満の子どものいる世帯数



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■18歳未満の子どものいる世帯数



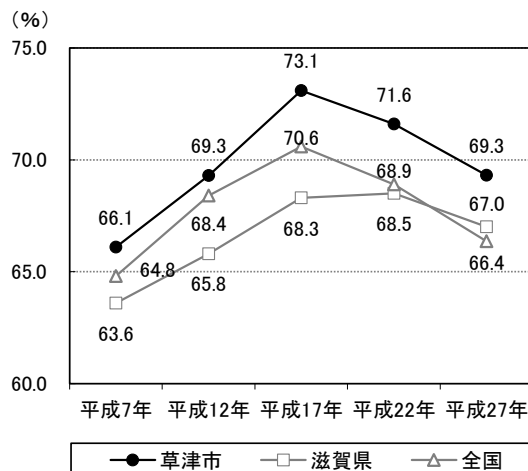
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③未婚率の推移

20～34歳における未婚率の推移をみると、男性については平成7年以降滋賀県や全国を上回る水準となっていますが、平成17年をピークに減少しています。

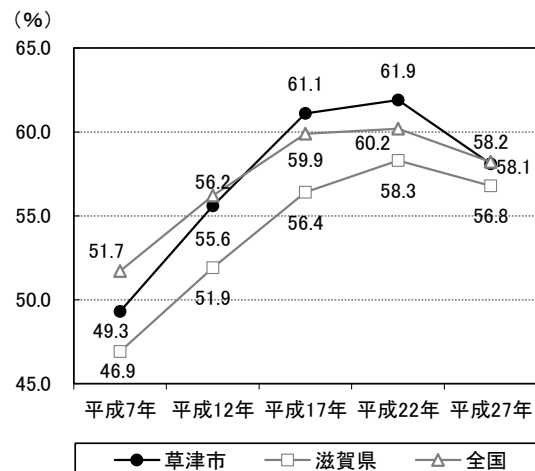
女性については、平成17年まで滋賀県や全国を上回る勢いで増加していましたが、平成22年には全国水準と同様にわずかな増加にとどまっています。平成27年には減少に転じており、全国と同程度の水準となっています。

■男性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の未婚率（20～34歳平均）の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

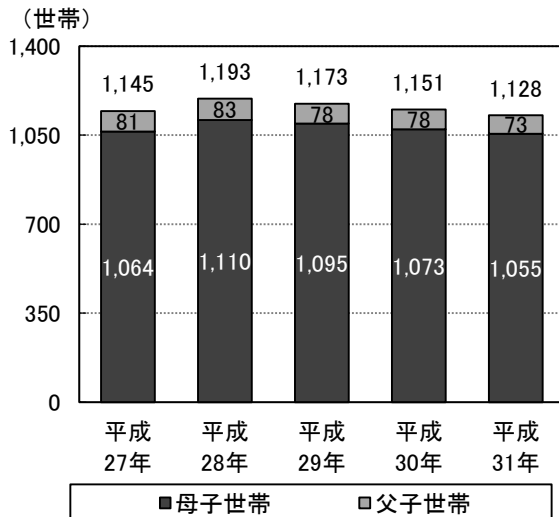
(2) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、平成28年をピークに減少に転じています。

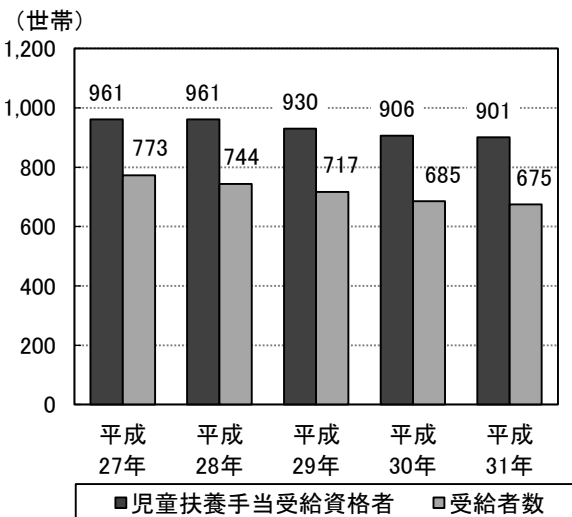
また、基準以下の所得のひとり親世帯へ支給される児童扶養手当については、平成27年以降受給資格者数、受給者数ともに減少傾向となっています。

文言の追加

■ 20歳未満の子どもがいるひとり親世帯数 ■ 児童扶養手当



資料：子ども家庭課（各年4月1日現在）



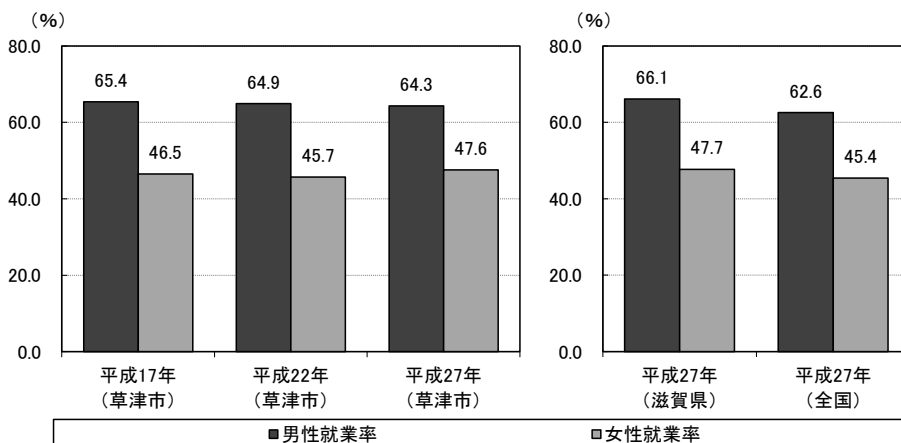
資料：子ども家庭課（各年3月末時点）

(3) 就労の状況

① 男女の就業率の推移

就業率は、男性、女性ともにほぼ横ばいで推移しており、平成27年には男性は64.3%、女性は47.6%となっています。平成27年は、男性・女性ともに全国水準よりは若干高く、滋賀県水準よりは若干低くなっています。

■ 男女別 就業率の推移



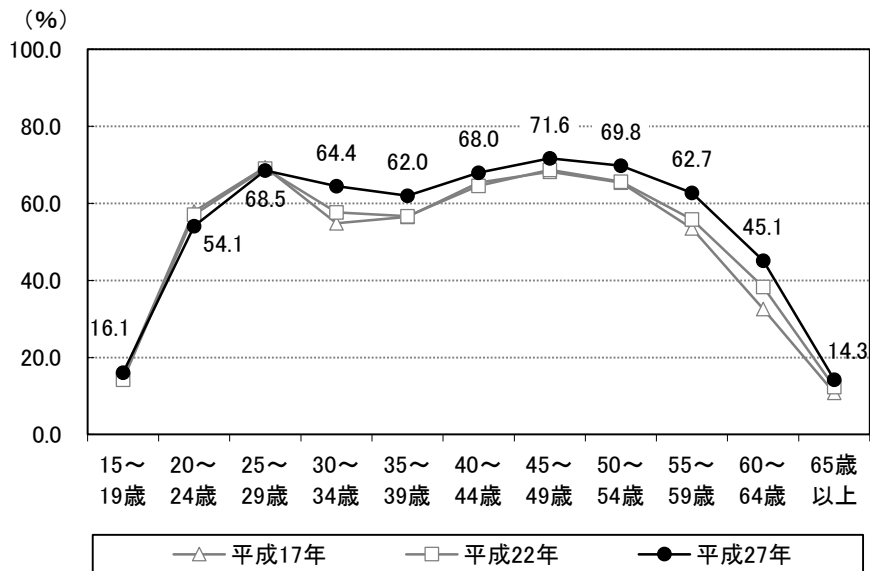
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率は、平成17年、平成22年に比べ平成27年では20歳代を除くすべての年齢層で増加しています。また、滋賀県や全国と比べると、15～19歳、30～34歳は滋賀県や全国を上回る水準、25～29歳、40～44歳、45～49歳では滋賀県を下回るものの全国と同程度の水準ですが、20～24歳、35～39歳、50歳以上では滋賀県や全国を下回る水準となっています。

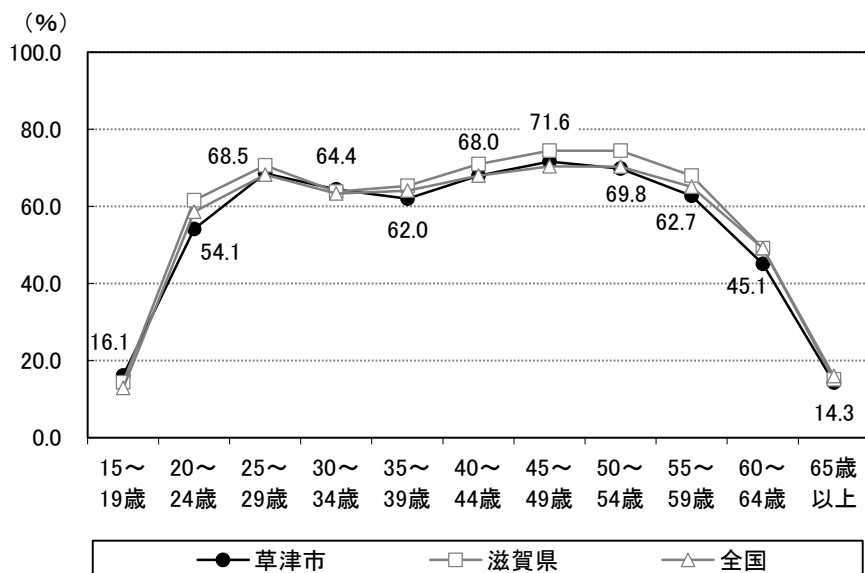
文言の追加

■女性の年齢5歳階級別 就業率（草津市・経年比較）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の年齢5歳階級別 就業率（平成27年草津市・滋賀県・全国の比較）

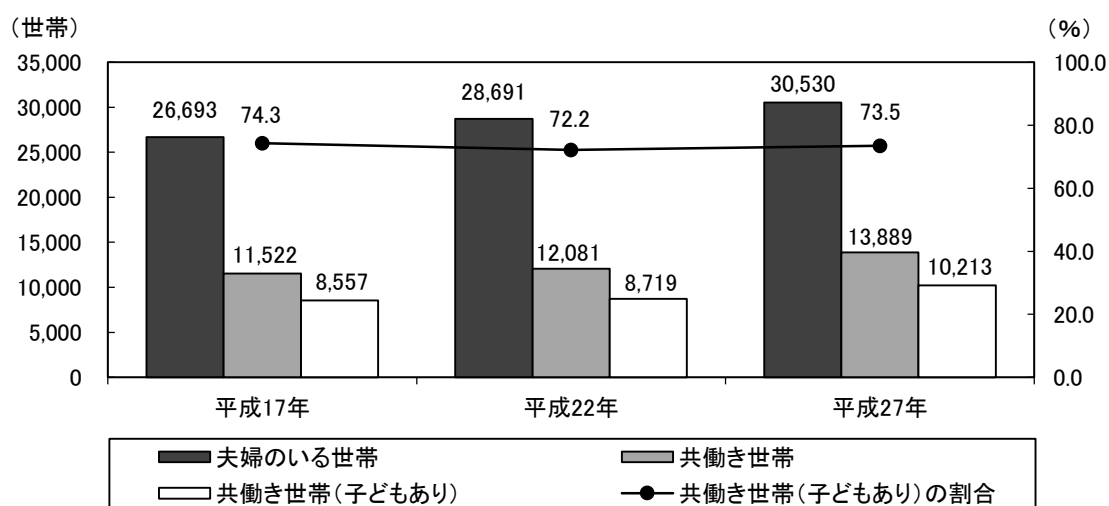


資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

③共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数は調査年ごとに増加し、平成27年には30,530世帯となっています。そのうち、共働き世帯や、共働き世帯のうちの子どもありの世帯も増加し、平成27年にはそれぞれ13,889世帯、10,213世帯となっています。しかし、共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

■共働き世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 認定こども園、幼稚園および保育所(園)、小学校等の状況

- ◆本市では保育ニーズの増加に対応するため、保育所定員の見直しや私立保育園の新設により定員枠を拡大するとともに、認定こども園の整備を進めてきました。また、0～2歳に占める3号認定の割合は年々上昇しており、今後も低年齢児の保育ニーズの増加が予測されます。
- ◆就学援助については、要保護が減少し、準要保護が増加しており、生活保護による扶助は受けていないものの、就学が困難な状況にある児童生徒が増えていると考えられます。

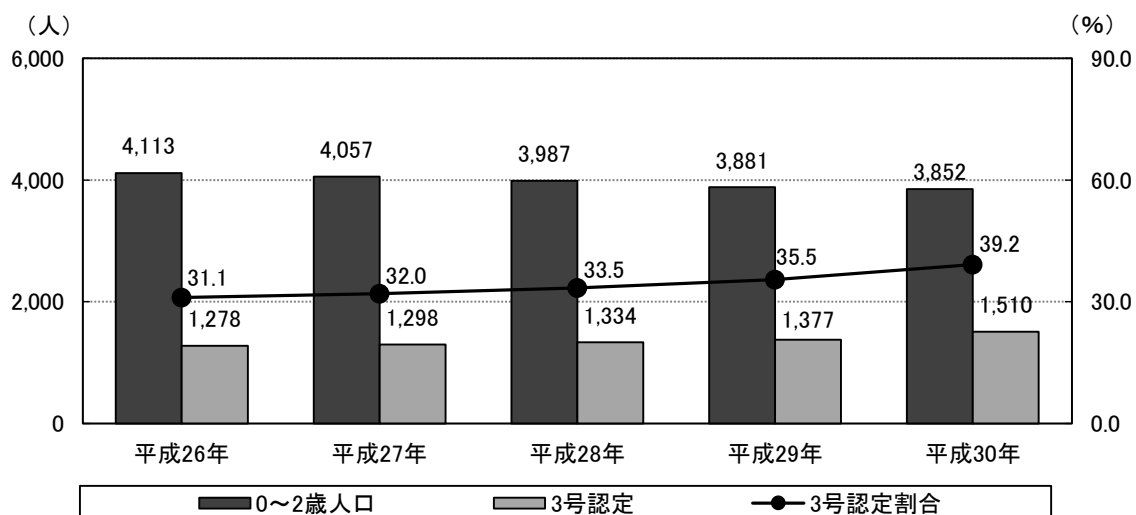
(1) 教育・保育給付認定の状況

(4) から (1) へ移動

①0～2歳の認定状況の推移

0～2歳人口は減少していますが、3号(保育)認定は増加していることから、3号(保育)認定割合は年々上昇しています。

■0～2歳の認定状況

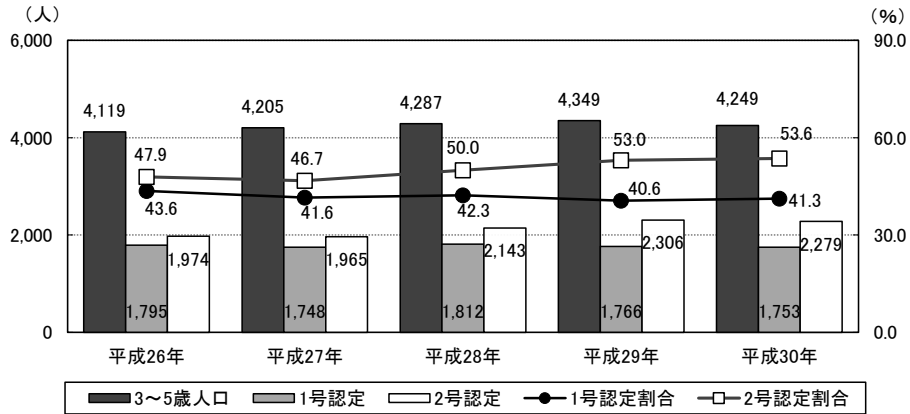


資料：幼児課（各年4月1日現在）

②3～5歳の認定状況の推移

3～5歳人口は、平成29年まで増加し、平成30年で減少しています。1号(教育)認定割合は、認定こども園における3歳児の受入れが進んだことから横ばいで推移しています。2号(保育)認定割合は平成27年以降上昇しています。

■3～5歳の認定状況



資料：幼児課（各年4月1日現在）

(2) 認定こども園、幼稚園および保育所(園)の在籍者数の推移

(1)から(2)へ移動。

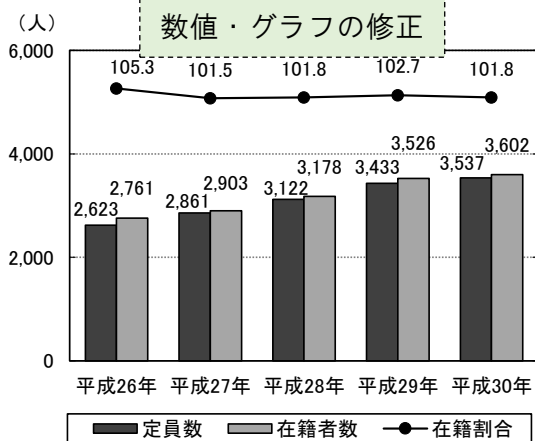
『保育所(園)・認定こども園・幼稚園』から修正。以下、同様

①認定こども園、幼稚園および保育所(園)の定員と在籍者数の推移

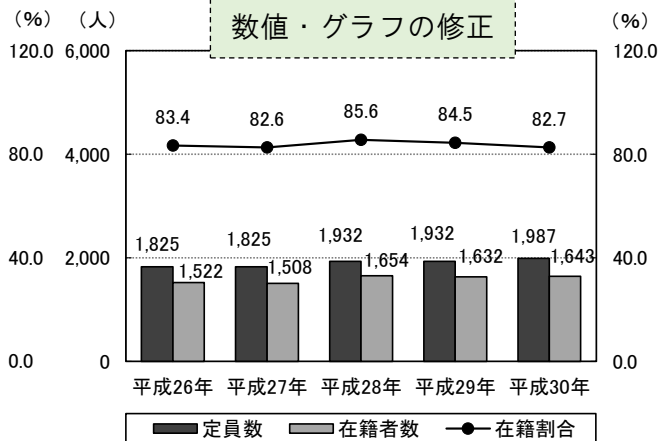
認定こども園(保育認定)・保育所(園)の在籍者数は増加しています。保育ニーズの増加に対応するため、職員配置や保育室の面積の範囲内で定員を超えた受入れを行っており、在籍割合は毎年100%を超えています。

幼稚園・認定こども園(教育認定)の在籍者数は、認定こども園における3歳児の受入れが進んだことから横ばいとなっています。在籍割合は毎年80%台で推移しています。

■保育所(園)・認定こども園(保育認定)の在籍者数の推移



■幼稚園・認定こども園(教育認定)の在籍者数の推移



資料：幼児課（各年4月1日現在）

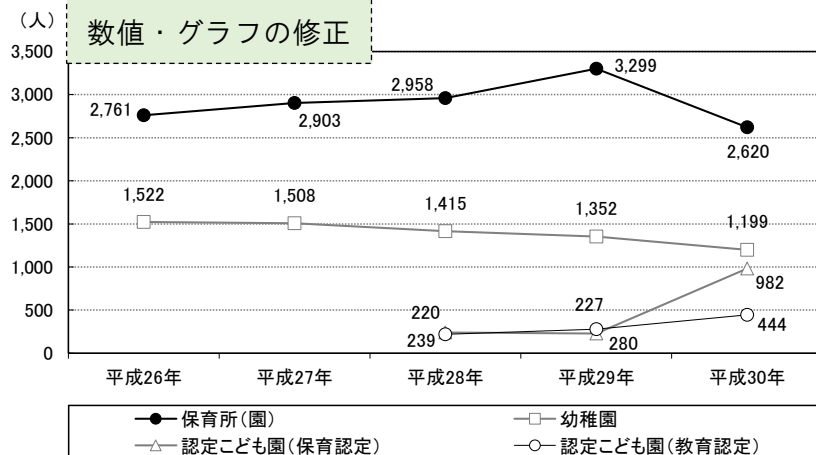
② 認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数の比較

認定こども園、幼稚園および保育所（園）の在籍者数を比較すると、保育所（園）は年々増加し、平成29年で3,299人となっていました。平成30年で2,620人となっています。かわって、認定こども園（保育認定）は年々増加し、平成30年で982人となっています。

幼稚園は年々減少し、平成30年で1,199人となっています。認定こども園（教育認定）は年々増加し、平成30年で444人となっています。

数値の修正

■ 幼稚園・認定こども園（教育認定）の在籍者数の推移



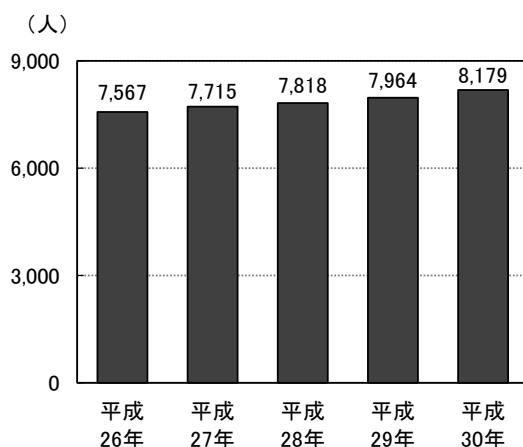
資料：幼児課（各年4月1日現在）

(3) 小・中学校の状況

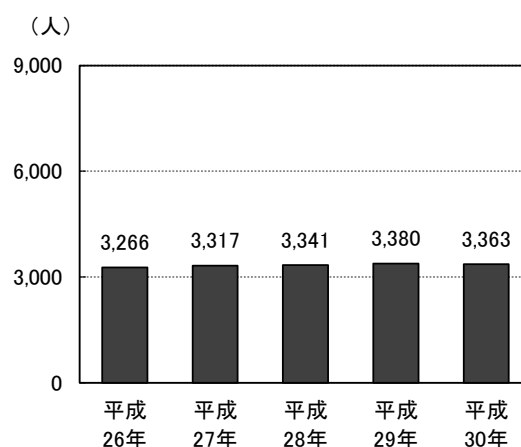
市内には、公立小学校が14校あります。児童数は増加傾向にあり、平成30年には8,179人となっています。

市内の中学校については、公立が6校、私立が1校あります。公立中学校の生徒数は、増加傾向にあり、平成30年には3,363人となっています。

■ 小学校児童数（公立）



■ 中学校児童数（公立）



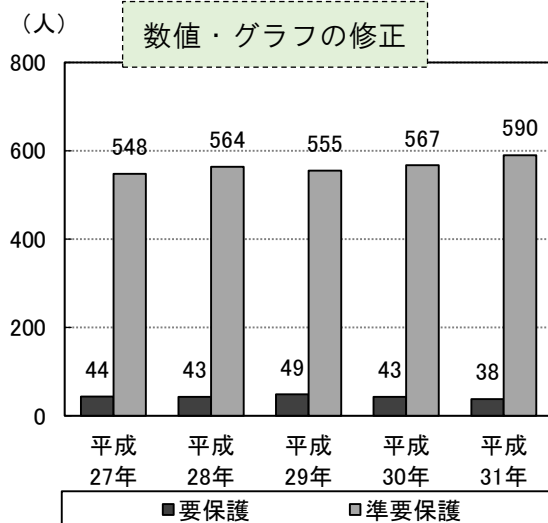
資料：学校教育課 学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 就学援助の状況

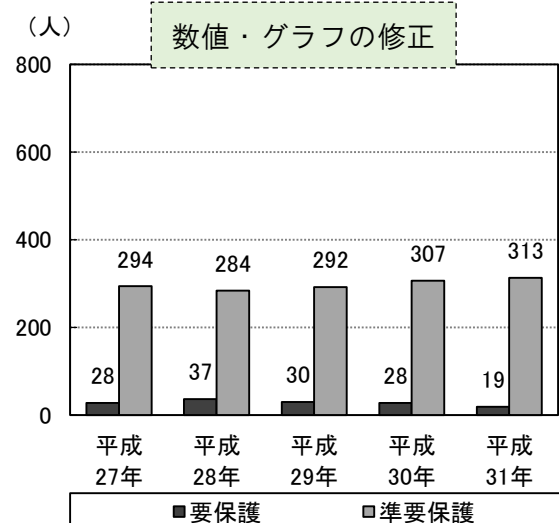
小学校の就学援助認定者数は、平成 29 年以降、要保護については減少し、準要保護については増加しています。

中学校の就学援助認定者数は、平成 28 年以降、要保護については減少し、準要保護については増加しています。

■ 小学校の就学援助認定者数



■ 中学校の就学援助認定者数



資料：学校教育課（各年 3 月末現在）

※就学援助認定者の「要保護」と「準要保護」…

学校教育法第 19 条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。

a. 要保護者…生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者

b. 準要保護者…市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 【認定基準は各市町村が規定】

『「要保護」と「準要保護」』の注釈を追加

4 子ども・子育て支援の状況

- ◆児童育成クラブは、共働き世帯の増加に伴うニーズの増加に対応するため、民設クラブの設置を進めてきました。今後も、女性の就業率の増加等により、さらなるニーズの増加が予測されます。
- ◆児童虐待については、社会的関心の高まりや相談員の人員増加により、相談件数が増加しています。相談内容は年々複雑化しており、長期に及ぶ支援を必要とするケースも増加していることから、相談員の専門性の向上等の体制強化と虐待の未然防止のための取組が必要です。
- ◆湖の子園の在籍者数は減少していますが、民間の児童発達支援事業所の利用者数も含めると、児童発達支援の利用者数は増加傾向となっています。また、特別児童扶養手当の受給者は増加傾向にあり、発達支援の充実が求められます。

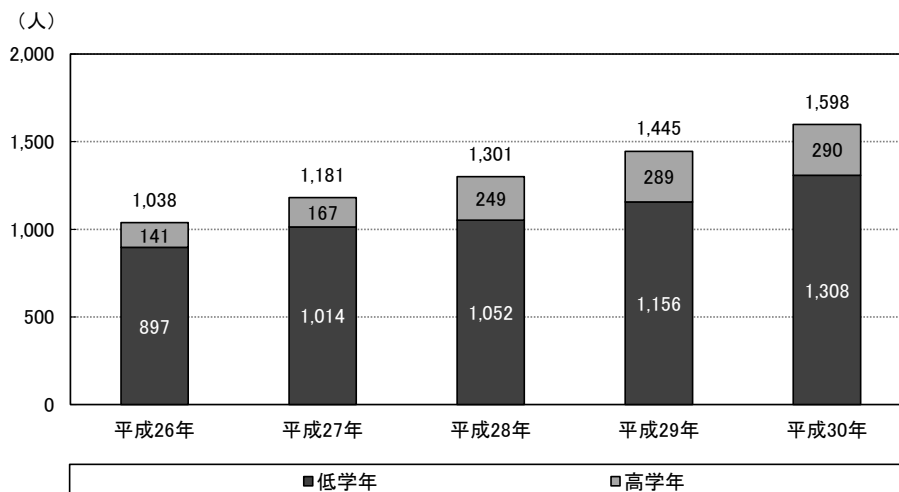
文言の修正

具体的な内容に変更

(1) 児童育成クラブの在籍状況

児童育成クラブは、公設が小学校区に1つずつ計14箇所あり、民設は市全体で15箇所整備されています。入会児童数は低学年、高学年ともに年々増加しており、特に高学年の入会児童数は5年間で約2倍になっています。

■児童育成クラブ入会児童数



資料：子ども・若者政策課（各年5月1日現在）

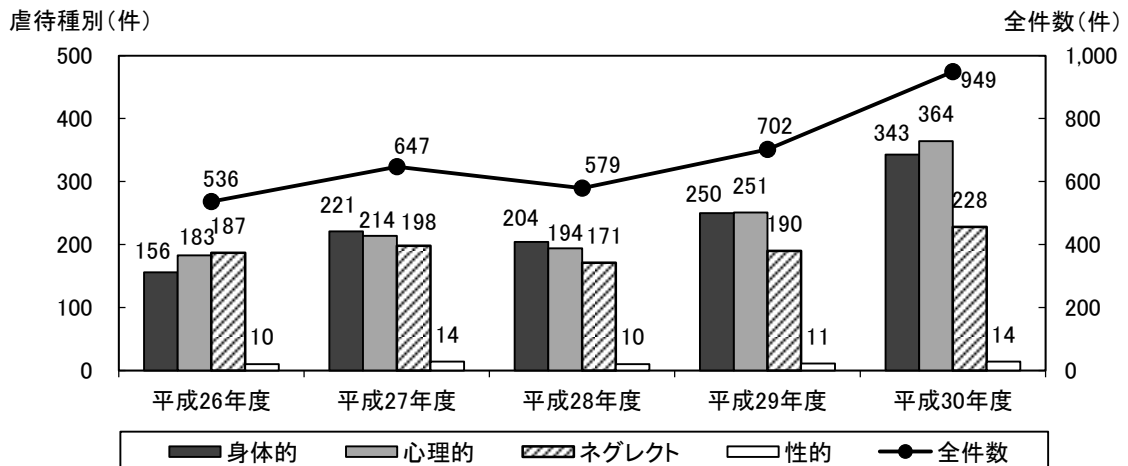
文言の修正

(2) 児童虐待相談の状況

児童虐待の相談件数は、平成26年度から平成28年度にかけて増減していますが、社会的な関心の高まりから増加傾向にあり、平成30年度では、949件となっています。

虐待種別については、平成30年度では、心理的虐待が364件と最も多く、次いで身体的虐待が343件となっています。

■ 児童虐待相談件数（件）



資料：家庭児童相談室（各年3月末）

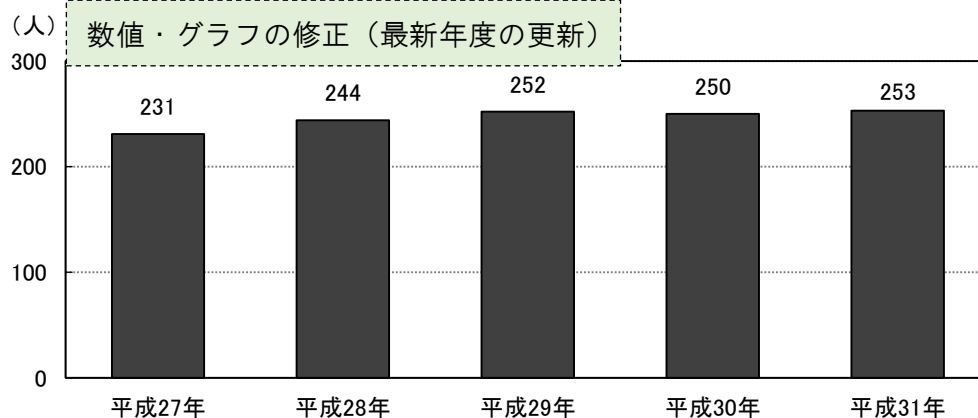
いつ時点か追加

(3) 障害のある子どもへの支援の状況

① 特別児童扶養手当受給者の状況

本市では20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当申請者数は、平成27年以降増加傾向にあり、平成31年は253人となっています。

■ 特別児童扶養手当申請者数



資料：子ども家庭課（各年3月末現在）

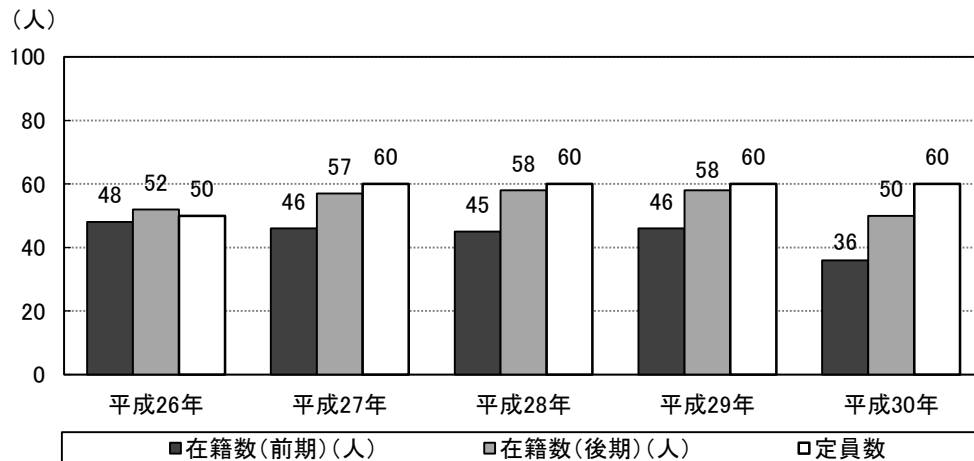
いつ時点か追加

②児童発達支援事業（湖の子園）の利用状況

漢数字に修正

湖の子園では、児童発達支援事業として、障害のある子どもおよびその疑いのある子どもに対する早期の適切な療育を実施することで、二次障害を予防し、発達を促すための支援および保護者等の援助を行っています。利用者数についてみると、平成30年に在籍数は減少しましたが、より支援の必要な子どもの通園回数を増やしています。また、民間の児童発達支援所の新規開設や利用者のニーズの多様化により、児童発達支援事業の利用者数は増加しています。

■児童発達支援事業（湖の子園）の利用者数



資料：発達支援センター（各年10月1日現在）

「湖の子園」とは…

発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とされる乳幼児とその保護者が通園する施設です。

「二次障害」とは…

注釈の追加

本人について誤った理解にもとづいて関わる結果、本来の障害に加えて、精神的に不安定な状態となり、さらに生活に支障をきたす状態となることです。

③発達支援センターの相談等の状況

発達支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難等の心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者へのカウンセリング等を実施しています。

相談件数は、新規相談が毎年度1割前後を占めています。相談内容の内訳をみると、「家族相談」が1,000件を超えて多くなっており、次いで「幼保連携」、「発達検査」となっています。

■発達支援センターの相談等件数

数値・表の修正（最新年度の更新）

	相談件数計 (延べ件数)	うち新規	相談内容内訳(延べ件数)							
			家族 相談	本人 面談	医療 相談	発達 検査	幼保 連携	学校 連携	医療 連携	関係 機関他
平成26年度	3,414	312	1,423	205	55	634	642	208	95	152
27年度	3,619	394	1,386	246	138	689	686	319	29	126
28年度	3,383	351	1,219	253	56	536	841	312	23	143
29年度	2,992	299	1,236	223	46	554	662	200	9	62
30年度	3,354	1,186	1,619	278	47	622	12	320	20	143

資料：発達支援センター（各年3月31日現在）

いつ時点か追加

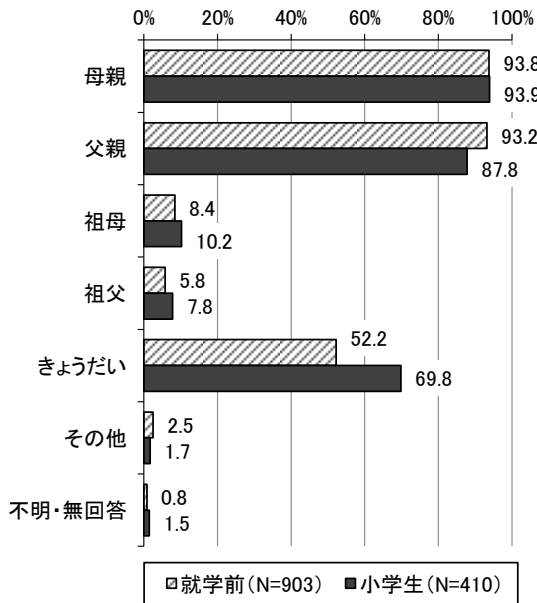
5 ニーズ調査の結果

- ◆緊急時もしくは用事の際、子どもを預けられる親族等が「誰もいない」という方が就学前児童、小学生ともに1割半ばとなっており、親族からの子育て支援を受けにくい子育て世帯がいる様子がうかがえます。
- ◆共働き世帯は就学前児童で半数程度、小学生で7割程度となっています。仕事と子育ての両立支援として、就学前児童、小学生ともに「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育サービスがあること」へのニーズが高くなっています。
- ◆同年代の子どもを持つ親同士の付き合いについて、多くの方は相談相手となる友人がいると回答していますが、就学前児童では「同年齢の子どもの親との付き合いはあまりない」の割合が、前回調査から上昇しています。
- ◆草津市は子育てしやすい市だと思う方の割合は就学前児童、小学生ともに7割以上となっており、前回調査から上昇しています。
- ◆充実してほしい事業については、就学前児童では「認定こども園、幼稚園および保育所（園）等にかかる費用の軽減」、小学生では「公園や歩道の整備」が最も高くなっています。また、就学前児童、小学生ともに「子どもの遊び場」が2番目に高くなっています。

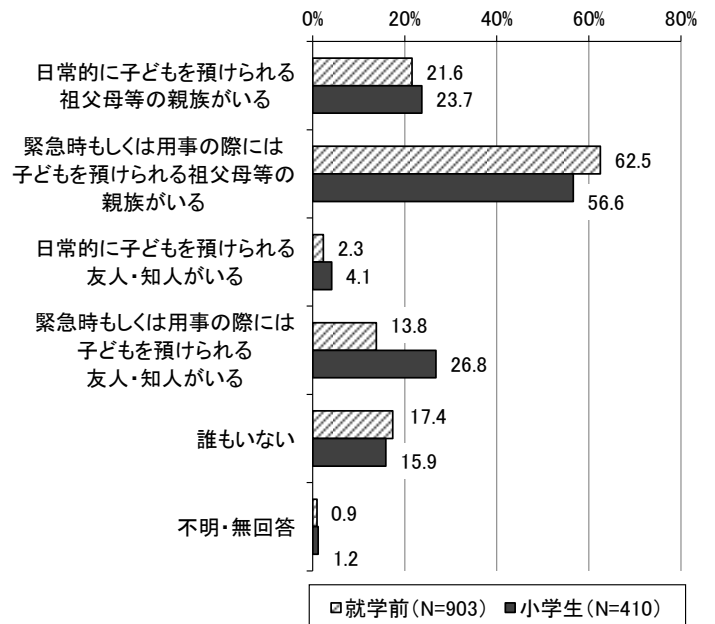
(1) 家庭の状況について

- 子どもと家族の同居の状況を見ると、就学前児童、小学生ともに「母親」「父親」が9割程度、「祖母」「祖父」と同居している人は約1割以下となっています。
- 日頃、子どもを預けられる人の有無を見ると、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる祖父母等の親族がいる」が最も高く、就学前児童では62.5%、小学生では56.6%となっています。一方で、「誰もいない」は就学前児童、小学生ともに1割半ばとなっており、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。
- 子育て（教育）を主に行っている人についてみると、就学前児童、小学生ともに「主に母親」が半数以上、「父母ともに」が4割台となっています。

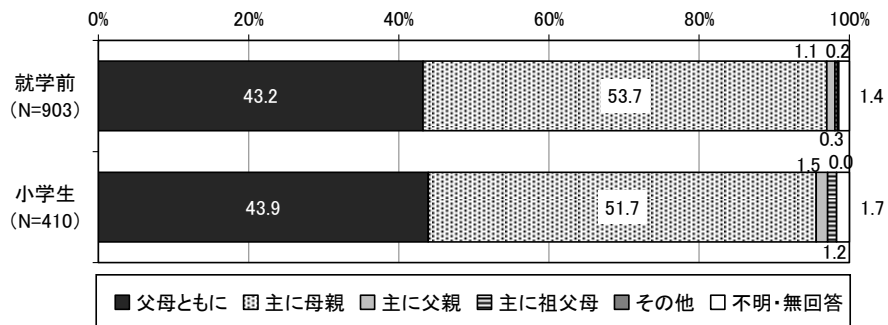
■子どもと家族の同居の状況〈複数回答〉



■日頃、子どもを預けられる人の有無〈複数回答〉



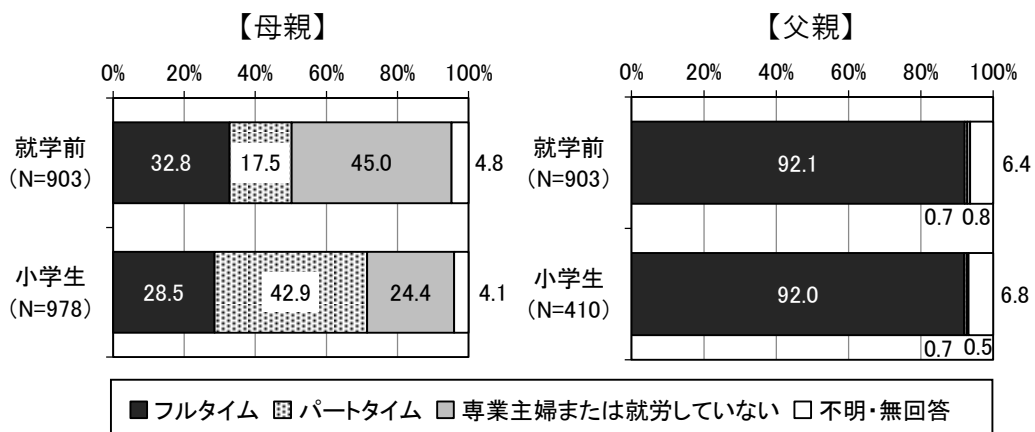
■子育て（教育）を主に行っている人〈単数回答〉



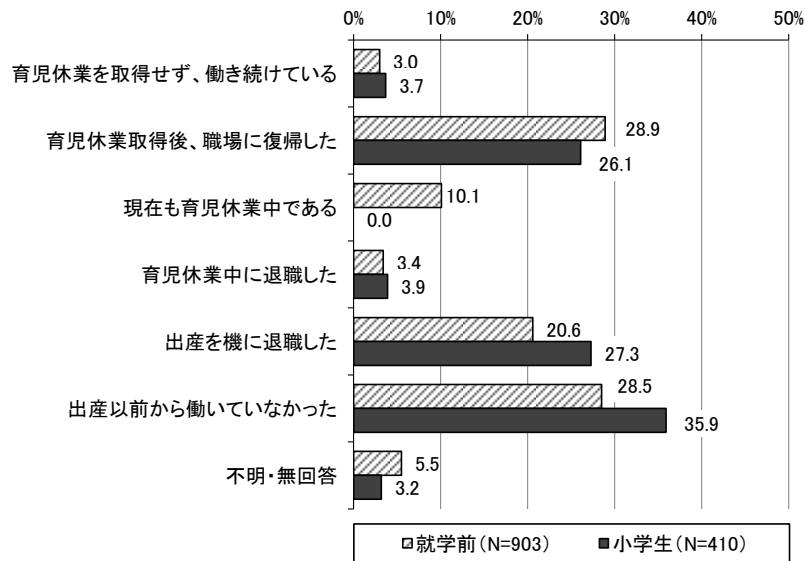
(2) 保護者の就労状況と子育てと仕事の両立について

- 保護者の就労状況を見ると、母親については、就学前児童で『就労している（「フルタイム」または「パートタイム」を選択）』が50.3%、「専業主婦または就労していない」が45.0%となっています。小学生では『就労している』が71.4%と高く、「専業主婦または就労していない」が24.4%となっています。
父親については、「フルタイム」の割合が就学前児童、小学生ともに9割程度となっています。
- 母親の育児休業の取得状況についてみると、就学前児童で「育児休業取得後、職場に復帰した」が28.9%、「出産以前から働いていなかった」が28.5%となっています。小学生では「出産以前から働いていなかった」が35.9%と最も高く、次いで「出産を機に退職した」が27.3%、「育児休業取得後、職場に復帰した」が26.1%となっています。
- 仕事と子育てを両立する上で必要なことについてみると、就学前児童、小学生ともに、「児童育成クラブや保育所(園)、認定こども園等の整備」、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育サービスがあること」が上位2位となっています。

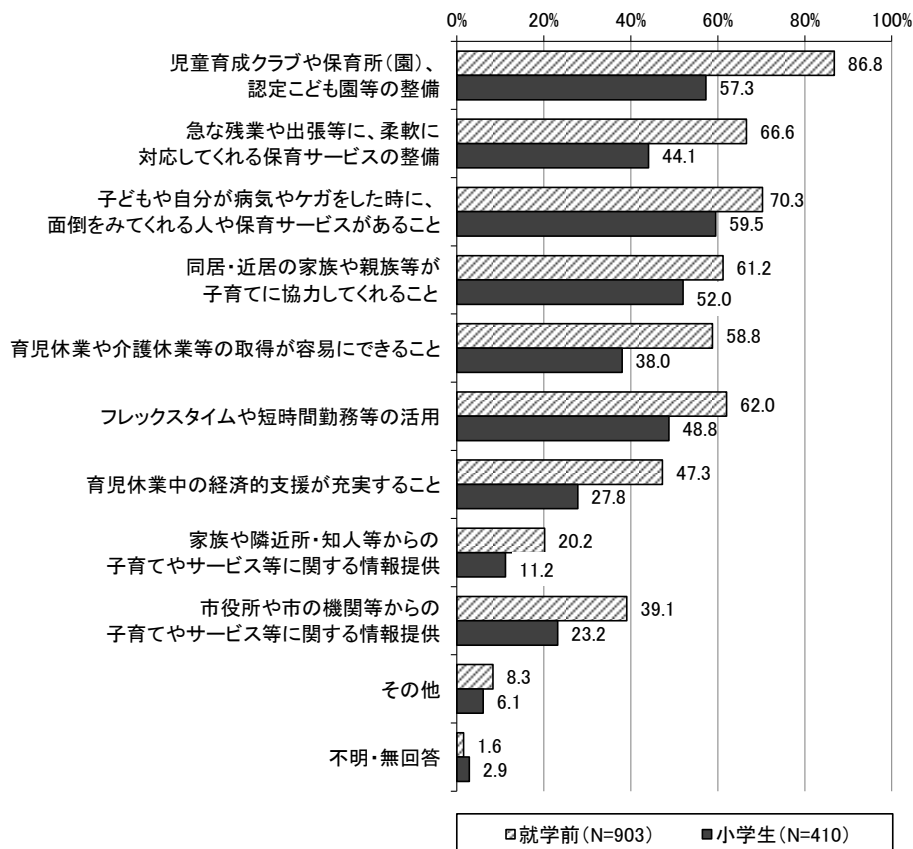
■保護者の現在の就労状況〈単数回答〉



■母親の育児休業の取得状況〈複数回答〉



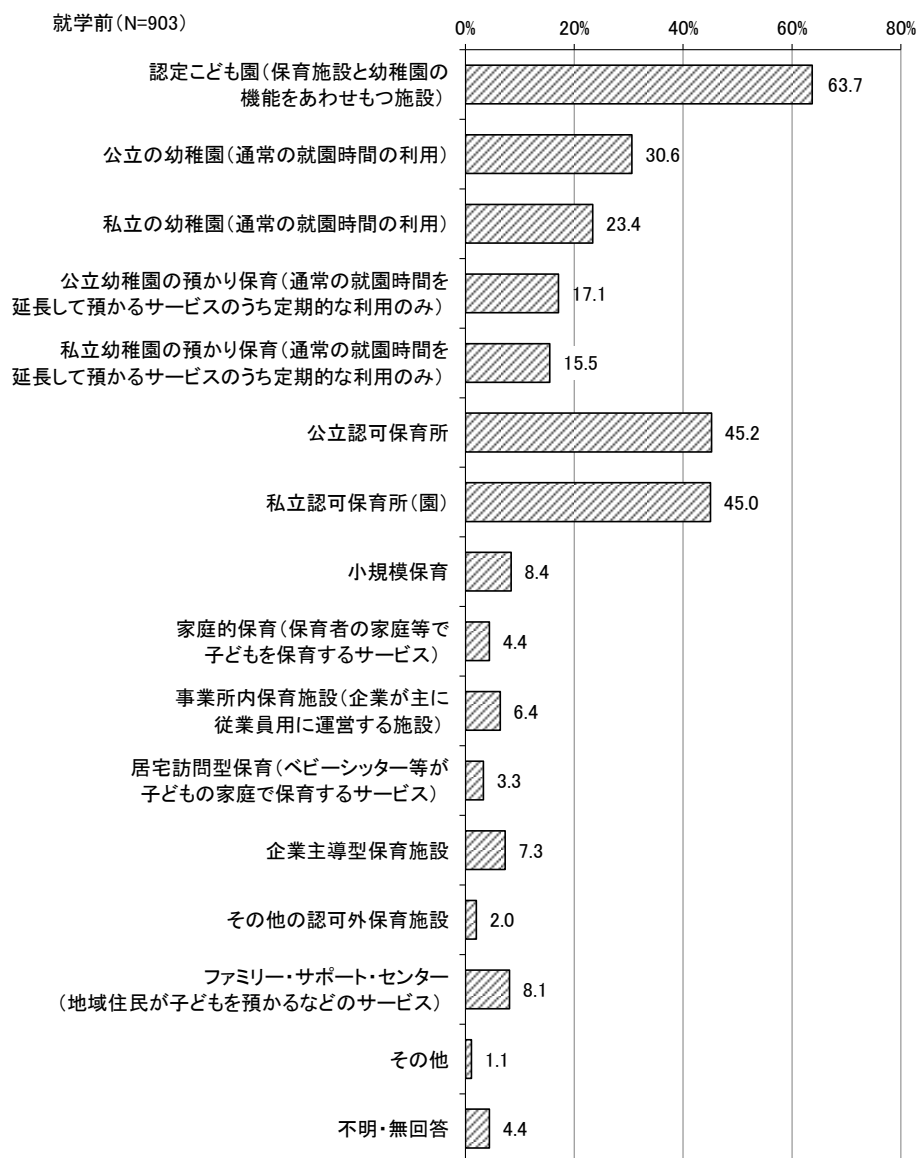
■仕事と子育てを両立する上で必要なこと〈複数回答〉



(3) 平日の定期的な認定こども園、幼稚園および保育所（園）等の利用希望について（就学前児童のみ）

● 幼児教育無償化の内容を踏まえて、現在の利用の有無にかかわらず、今後利用したい事業では、「認定こども園」が63.7%、「公立認可保育所」、「私立認可保育所（園）」が4割半ばとなっています。

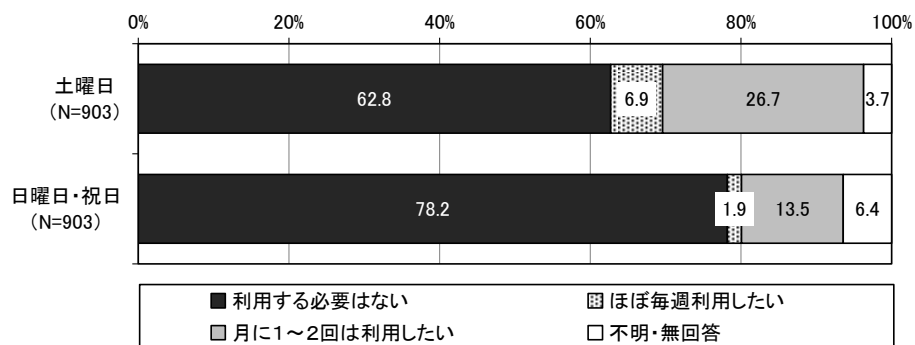
■ 幼児教育無償化の内容を踏まえて、現在の利用の有無にかかわらず、今後利用したい事業〈複数回答〉



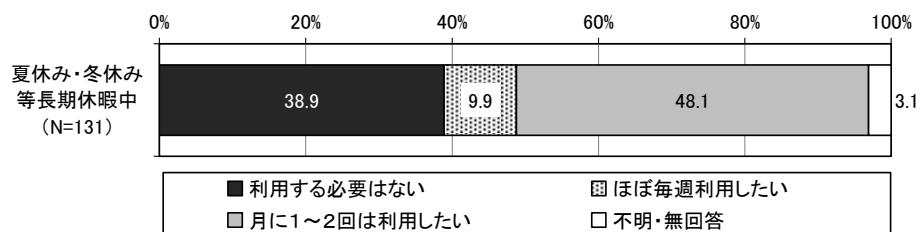
(4) 土曜日・休日や長期休暇中の定期的な認定こども園、幼稚園および保育所（園）等利用希望について（就学前児童のみ）

●土曜・休日や長期期間中の定期的な教育・保育事業の利用希望について、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」の計）が土曜日で33.6%、日曜日・祝日で15.4%となっています。幼稚園を利用している人の場合、夏休み・冬休み等長期休暇期間中で『利用したい』が58.0%と半数を超えています。

■土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉



■幼稚園を利用している人の夏休み・冬休み等長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉



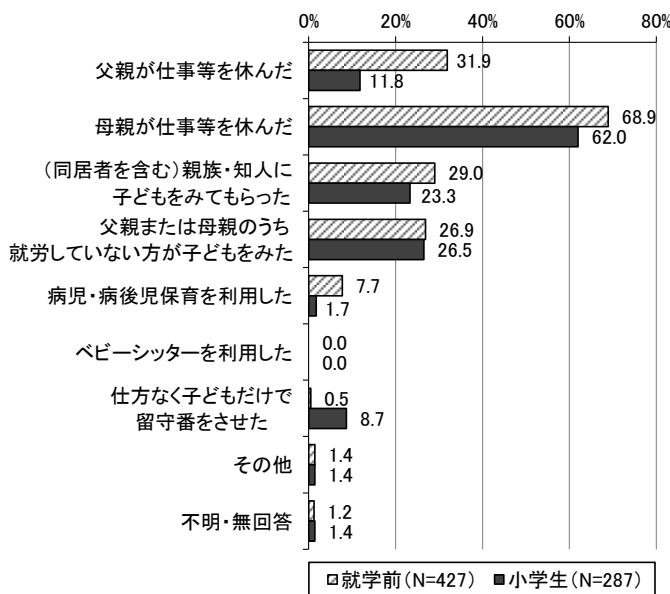
(5) 病気の際の対応について

- この1年間に、病気やケガのため教育・保育サービスが利用できない、または学校を休んだ場合の主な対応方法として、「母親が仕事等を休んだ」が就学前児童、小学生ともに6割以上と高くなっています。「病児・病後児保育を利用した」は就学前で7.7%、小学生で1.7%と低い結果となっています。また、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が就学前児童で0.5%（2件）、小学生で8.7%（低学年7件、高学年17件）となっています。

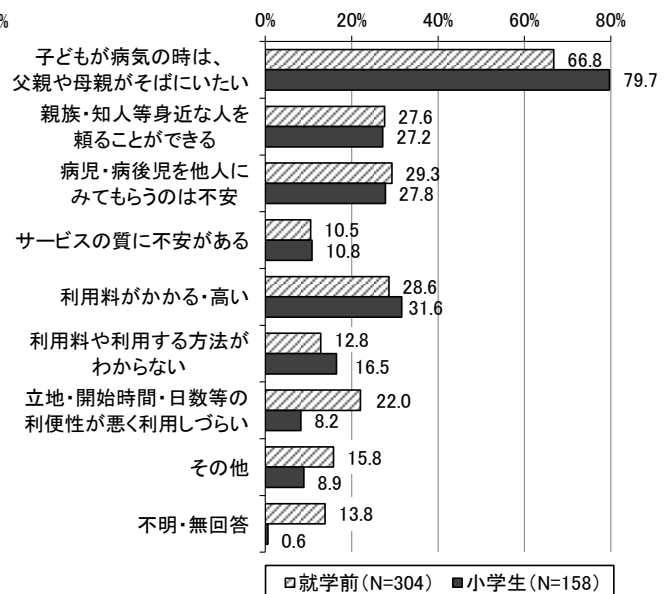
件数が少ないため、割合と件数を併記

- サービス等を利用したいと思わない理由については、「子どもが病気の際は父親や母親がそばにいたい」が6割以上と最も高くなっています。また、「利用料がかかる・高い」が就学前児童、小学生で3割前後、「立地・開始時間・日数等の利便性が悪く、利用しづらい」が就学前で22.0%となっています。

■ 休んだ場合の主な対応方法〈複数回答〉



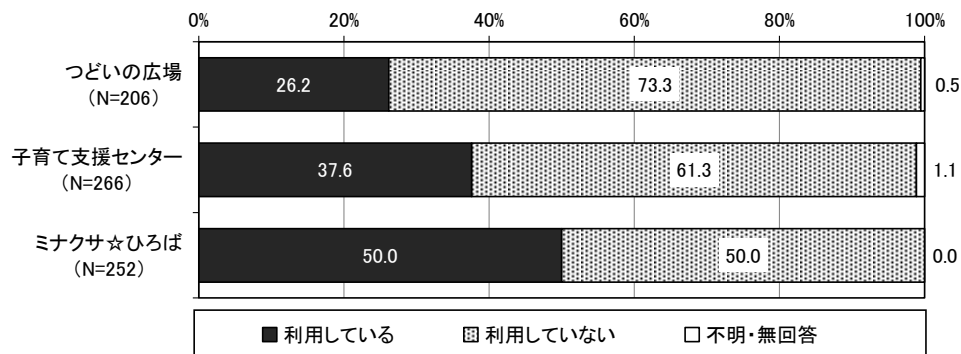
■ サービス等を利用したいと思わない理由〈複数回答〉



(6) 地域の子育て支援事業の利用状況等について（就学前児童のみ）

- 平日、幼稚園や保育所（園）等の定期的な教育・保育サービスを利用していない人の各種事業の利用状況についてみると、つどいの広場では26.2%、子育て支援センターでは37.6%、南草津駅前ミナクサ☆ひろばでは50.0%の人が利用しています。

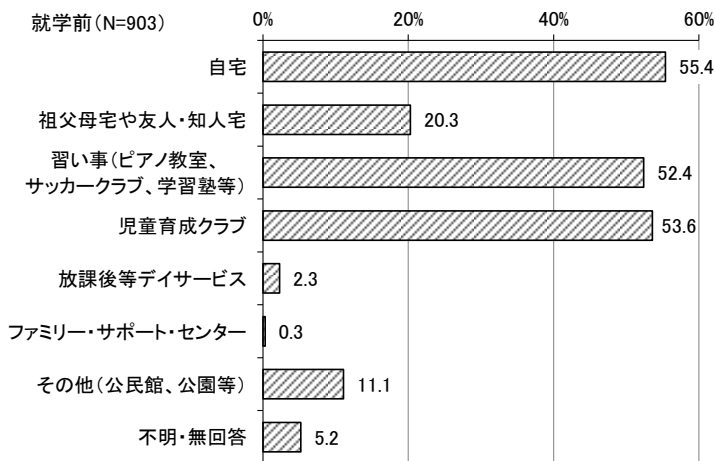
■定期的な教育・保育サービスを利用していない人の地域の子育て支援事業の利用状況
〈単数回答〉



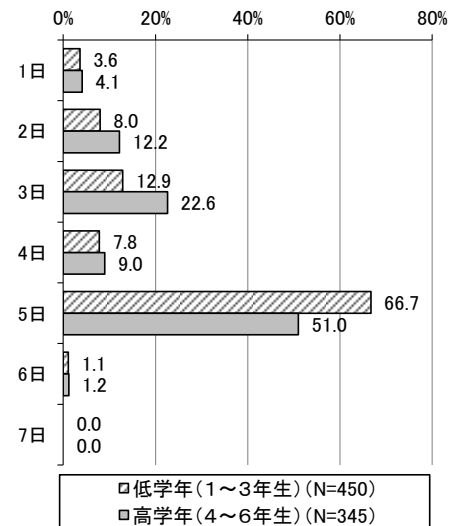
(7) 放課後の過ごし方について

- 就学前児童が小学校入学後に希望する放課後の過ごし方では、「自宅」「習い事」「児童育成クラブ」がそれぞれ 50%程度と高くなっています。「児童育成クラブ」を利用したいという人の希望日数については、低学年の間も高学年の間も、週に「5日」を希望する人が半数以上となっています。
- 小学生の児童育成クラブの利用希望は、29.3%となっています。利用を希望する学年についてみると、希望者の6割程度は1～4年生まで、3割後半は5年生または、6年生までを希望しています。

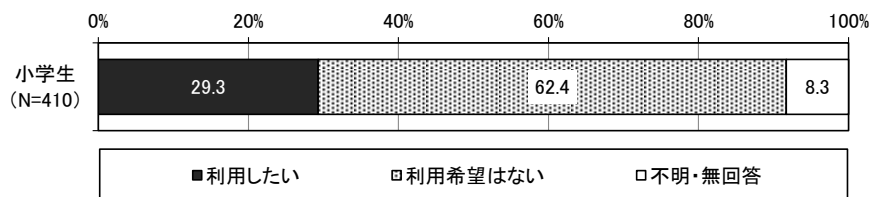
■就学前児童が小学校入学後に希望する放課後の過ごし方〈複数回答〉



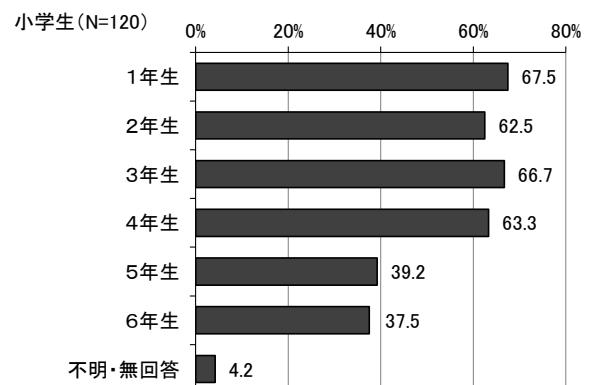
■児童育成クラブの週あたり利用希望日数〈数量回答〉



■小学生の平日の児童育成クラブの利用希望〈単数回答〉



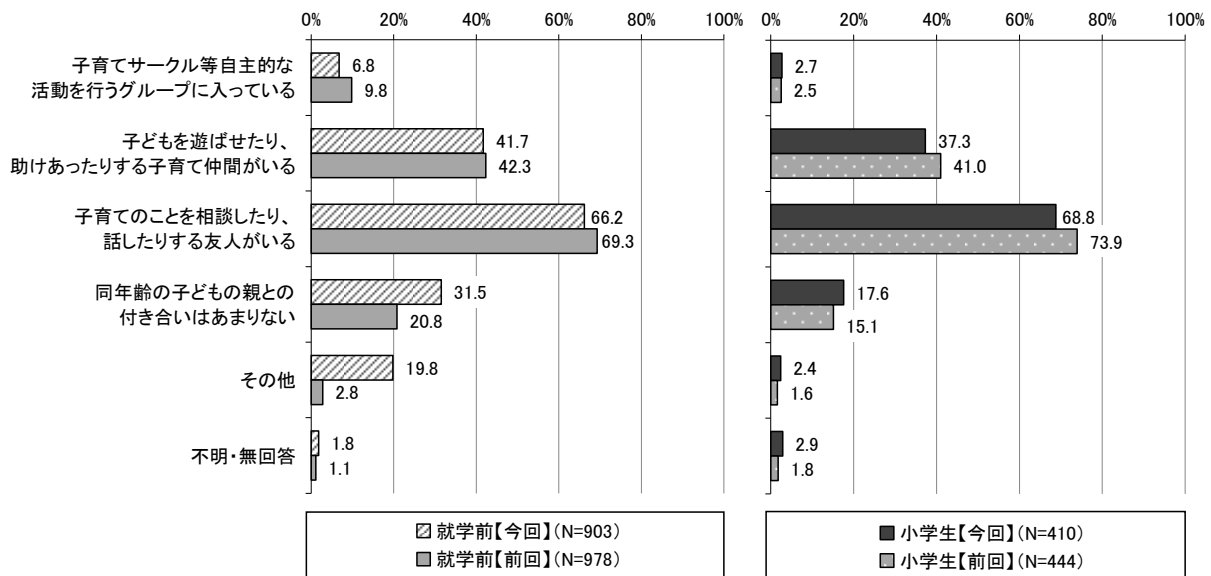
■小学生の平日の児童育成クラブの利用を希望する学年〈複数回答〉



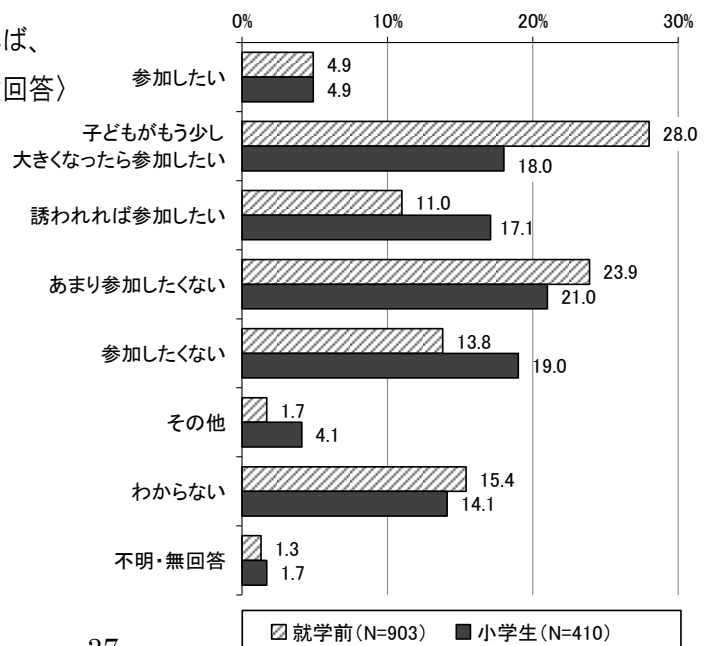
(8) 親同士のつながりについて

- 同年代の子どもを持つ親同士の付き合いについては、「子育てのことを相談したり、話したりする友人がいる」が就学前児童、小学生ともに6割台と最も高くなっています。一方、「同年代の子どもの親との付き合いはあまりない」は就学前児童で31.5%となっており、前回調査から10.7ポイント上昇しています。
- 子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいかについては、「参加したい」は就学前児童、小学生ともに4.9%にとどまっていますが、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」が就学前児童で28.0%、小学生で18.0%、「誘われれば参加したい」が就学前児童、小学生ともに1割台と、地域の子育て支援の担い手となる可能性のある人が一定数います。

■ 同年代の子どもを持つ親同士の付き合い〈複数回答〉



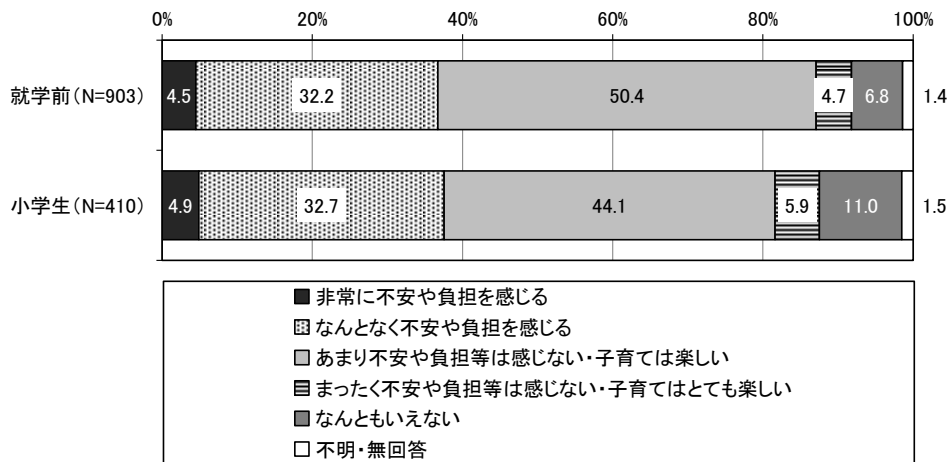
■ 子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいか〈単数回答〉



(9) 子育ての不安や悩みについて

- 子育てを楽しんでいるか、不安や負担を感じるかについては、『子育ては楽しいと感じる』（「あまり不安や負担等を感じない・子育ては楽しい」「まったく不安や負担等を感じない・子育ては楽しい」の計）が就学前児童、小学生ともに半数程度、『不安や負担を感じる』（「なんとなく不安や負担を感じる」「不安や負担を感じる」の計）が就学前児童、小学生ともに3割程度となっています。
- 子育てに関して、日頃悩んでいることや気になることについて年齢別にみると、就学前児童では、『0歳児』～『2歳児』では、「子どもの食事や栄養に関すること」、3歳児では、「子どもを叱りすぎているような気がする」、『4歳児』『5歳児』については、「子どもの病気や発育・発達に関すること」がそれぞれ最も高くなっており、子どもの年齢に応じて、保護者の悩みも変化していくことが分かります。

■子育てを楽しんでいるか、不安や負担を感じるか〈単数回答〉



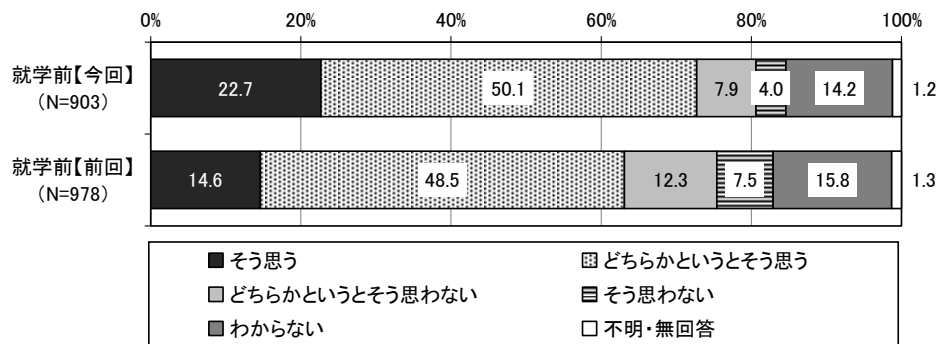
■子育てに関して、日頃悩んでいることや気になること（上位5位）〈単数回答〉

上段:度数 下段:%	問22 子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になることはどのようなことですか									
	合計	子どもの病気や発育・発達に関すること	子どもの食事や栄養に関すること	子どもとの接し方・育児に自信が持てない	子どもと接する時間が少ない	子どもの友だち付き合いに関すること	仕事や自分のやりたいことが十分できない	配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	子どもを叱りすぎているような気がする	
全体	903 100.0	355 39.3	347 38.4	216 23.9	167 18.5	209 23.1	283 31.3	136 15.1	257 28.5	
問1 (1学) 子どもの年齢										
0歳児	202 100.0	93 46.0	104 51.5	58 28.7	21 10.4	25 12.4	62 30.7	31 15.3	29 14.4	
1歳児	140 100.0	49 35.0	73 52.1	32 22.9	30 21.4	27 19.3	49 35.0	24 17.1	39 27.9	
2歳児	143 100.0	58 40.6	63 44.1	40 28.0	31 21.7	29 20.3	45 31.5	20 14.0	42 29.4	
3歳児(年少)	143 100.0	51 35.7	34 23.8	37 25.9	29 20.3	36 25.2	50 35.0	24 16.8	55 38.5	
4歳児(年中)	123 100.0	44 35.8	40 32.5	24 19.5	27 22.0	41 33.3	39 31.7	16 13.0	42 34.1	
5歳児(年長)	140 100.0	53 37.9	25 17.9	24 17.1	26 18.6	49 35.0	34 24.3	20 14.3	47 33.6	
不明・無回答	12 100.0	7 58.3	8 66.7	1 8.3	3 25.0	2 16.7	4 33.3	1 8.3	3 25.0	

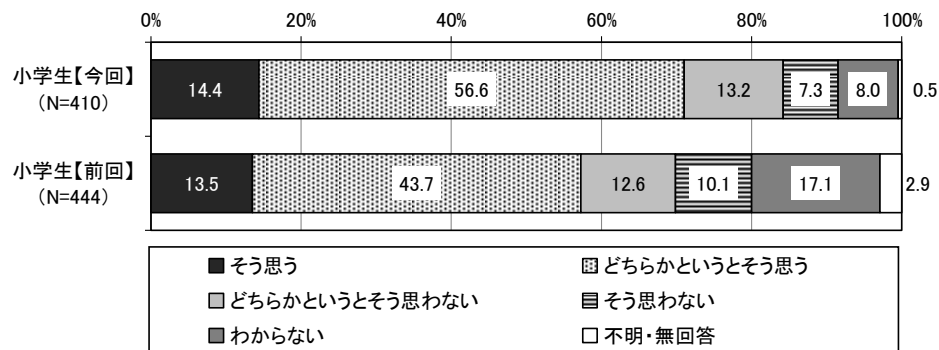
(10) 市での子育てについて

●草津市は子育てをしやすい市だと思うかについてみると、子育てしやすい市だと『思う』（「思う思う」と「どちらかというと思う」の計）は、就学前児童、小学生ともに7割以上となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で9.7ポイント、小学生児童で13.8ポイント増加しています。一方、子育てしやすい市だと『思わない』（「どちらかというと思わない」と「そう思わない」の計）も就学前児童で11.9%、小学生で20.5%となっており、子育て環境の充実に向けて、継続的に取り組んでいくことが求められます。

■草津市は子育てをしやすい市だと思うか（就学前）〈単数回答〉



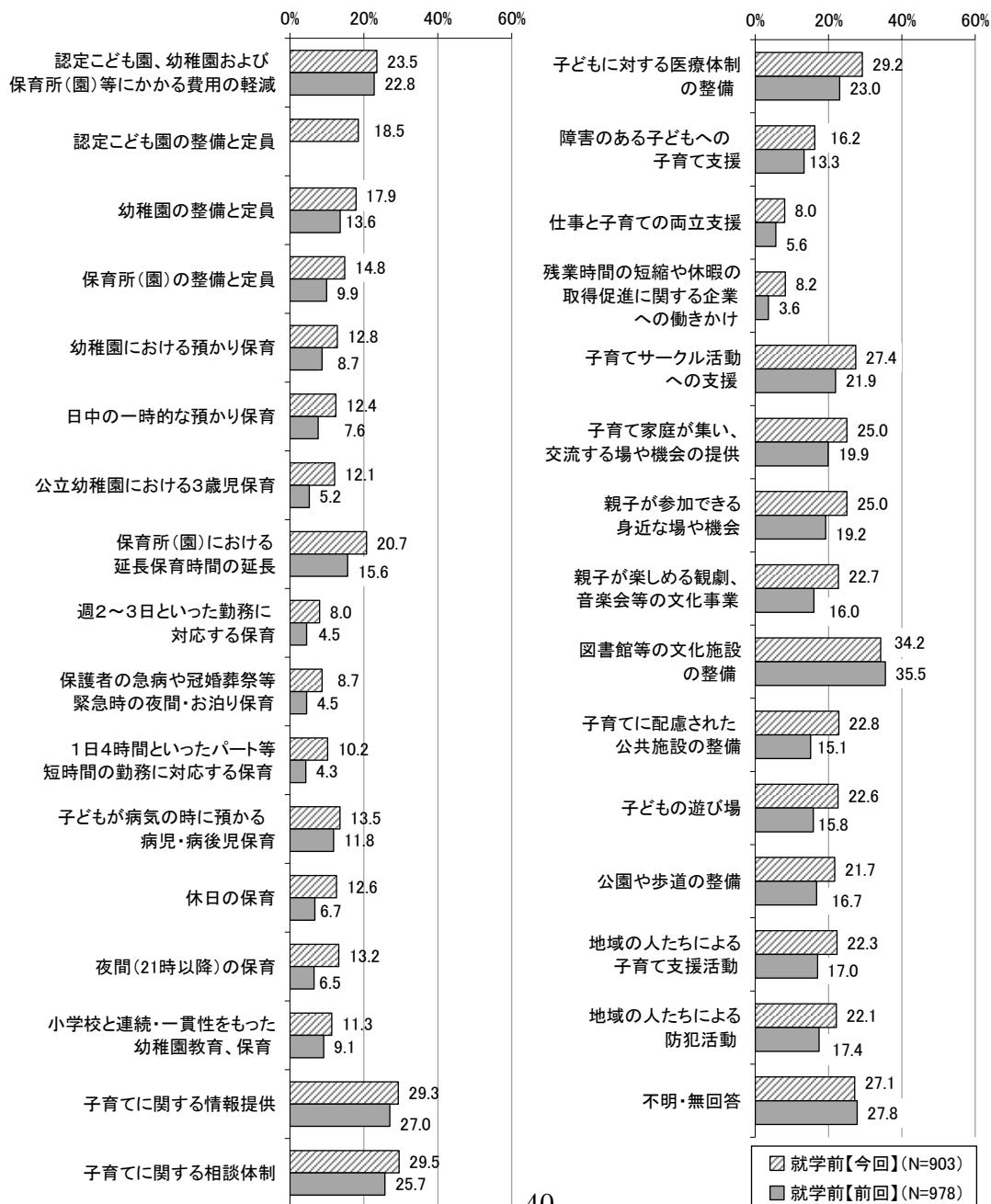
■草津市は子育てをしやすい市だと思うか（小学生）〈単数回答〉



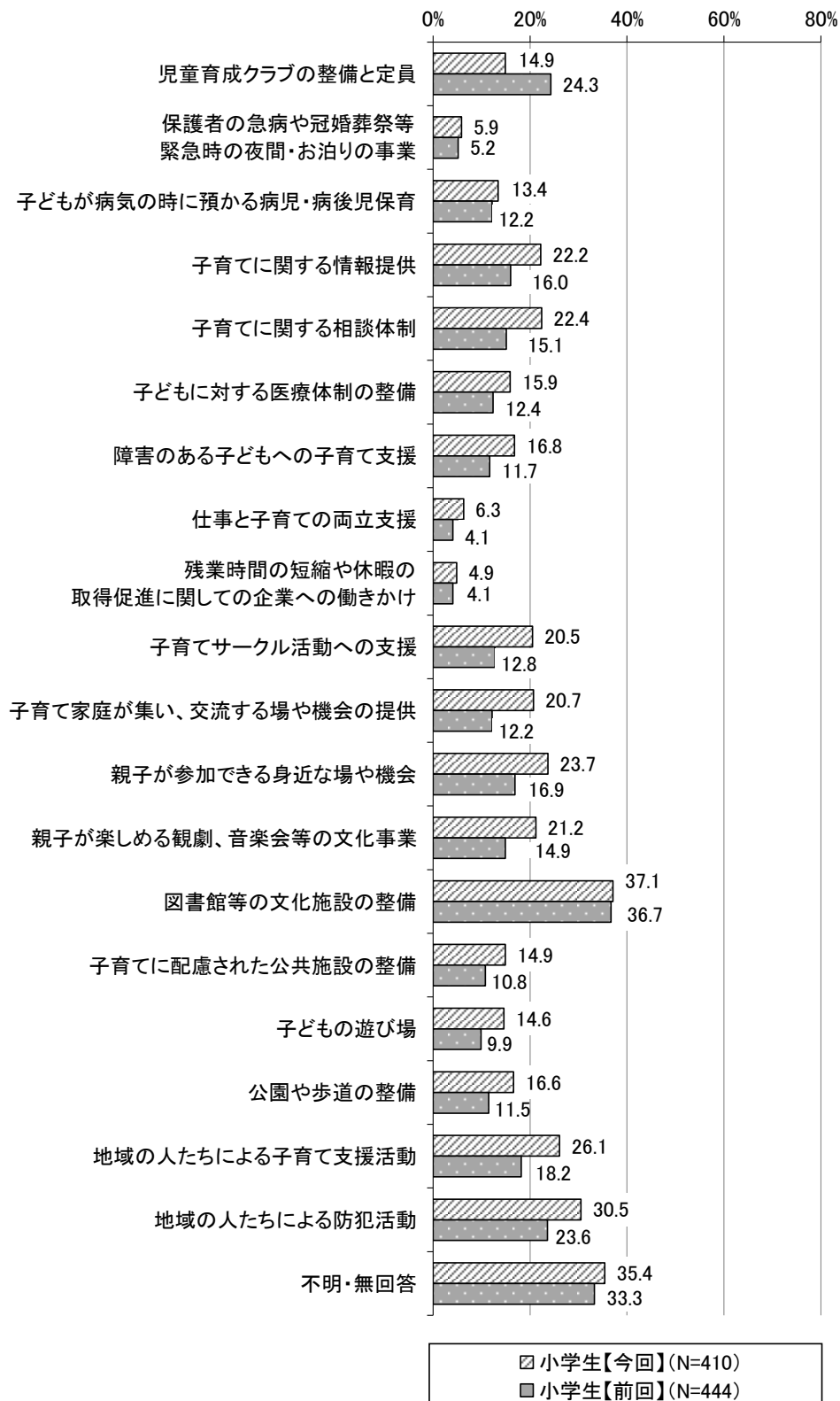
(11) 市の子育てに関する取り組みについて

- 草津市の子育てに関する取り組みで、評価できる事業については、就学前児童、小学生ともに、「図書館等の文化施設の整備」が3割台と最も高く、次いで就学前児童では「子育てに関する相談体制」、「子育てに関する情報提供」、小学生では「地域の人たちによる防犯活動」となっています。また、多くの事業で前回調査から割合が上昇しています。
- 草津市の子育てに関する取り組みで、充実してほしい事業については、就学前児童では、「認定こども園、幼稚園および保育所（園）」等にかかる費用の軽減、「子どもの遊び場」が半数程度と高くなっています。前回調査と比較すると、「公立幼稚園における3歳児保育」が16.3ポイント減少しており、幼保一体化を進めてきた影響であると考えられます。

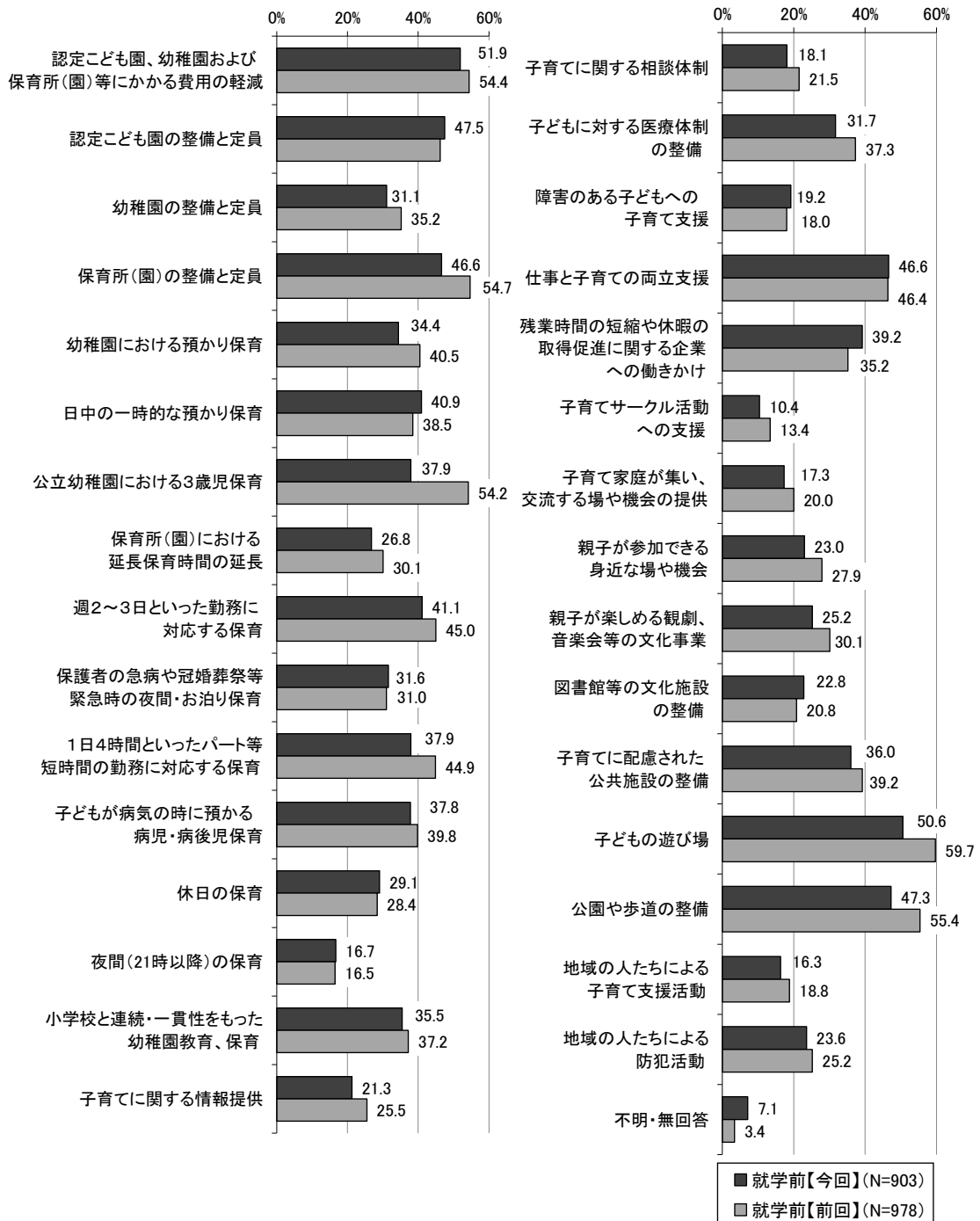
■草津市の子育てに関する取り組みで、評価できる事業（就学前）〈複数回答〉



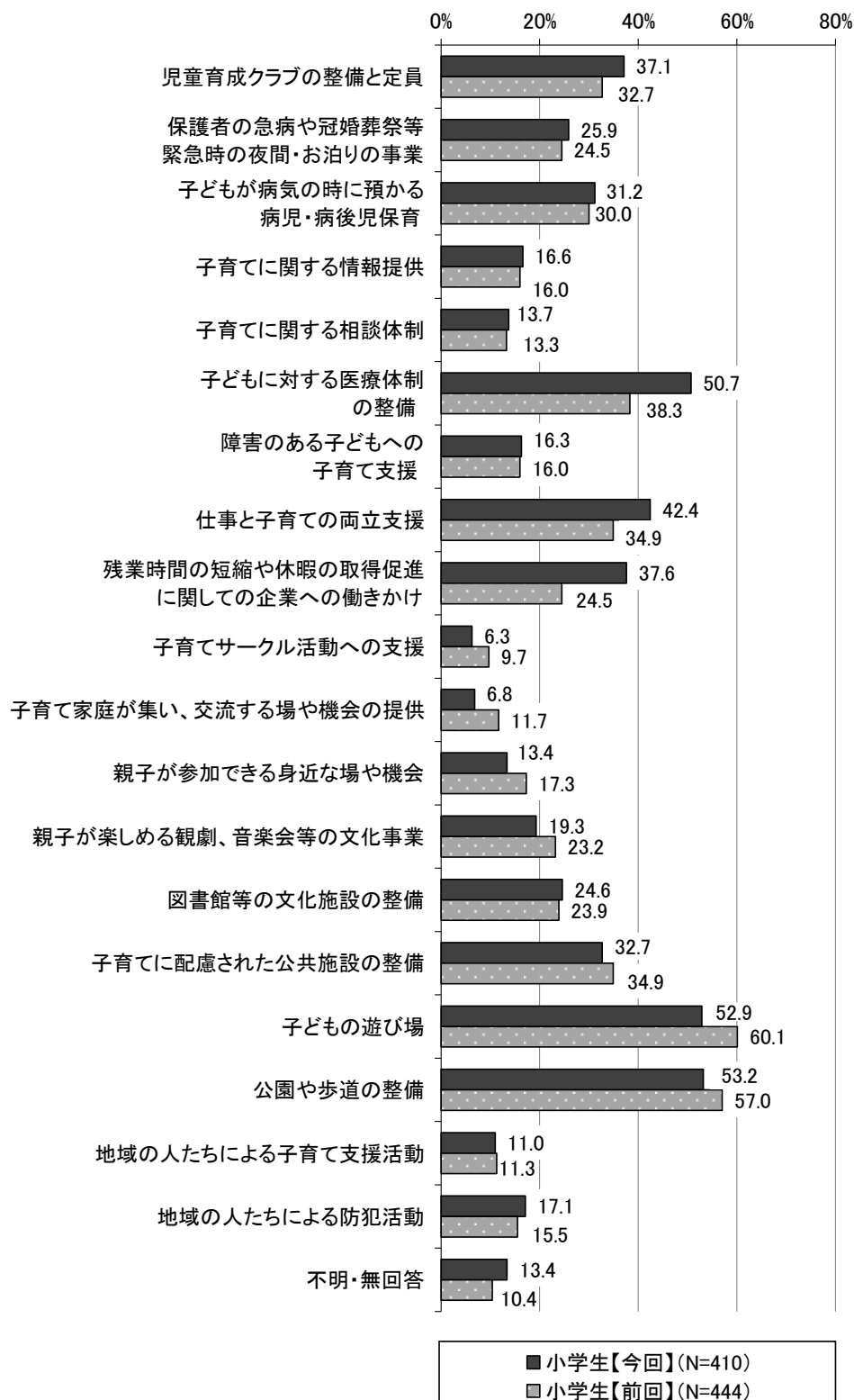
■草津市の子育てに関する取り組みで、評価できる事業（小学生）〈複数回答〉



■草津市の子育てに関する取り組みで、充実してほしい事業（就学前）〈複数回答〉



■草津市の子育てに関する取り組みで、充実してほしい事業（小学生）〈複数回答〉



6 「子どもの貧困」対策のための支援者調査の結果

- ◆貧困状況にある子どもについては「健全な生活習慣・食習慣」や「こころの状態の安定性・心身の健康」の欠如がみられるという割合が高く、子どもの心身の健康や自己肯定感への影響が懸念されます。
『「自宅訪問による早期発見」』から変更
- ◆もっと必要だと思う貧困状況に置かれた子どもや保護者への支援については、「保護者の就労支援」や「生活支援」が高く、経済的な自立を見据えた就労支援と生活への支援の必要性を強く認識していることがうかがえます。
- ◆今後必要な支援に取り組むために、連携が必要な機関・団体については、「市 家庭児童相談室」が約6割と最も高く、次いで「市 生活保護担当課」「県 中央子ども家庭相談センター」「市 ひとり親家庭担当課」「民生委員・児童委員」が2割台となっており、市関係課と多様な支援団体との連携体制の構築が求められています。

『5割後半』から変更

※自己肯定感…

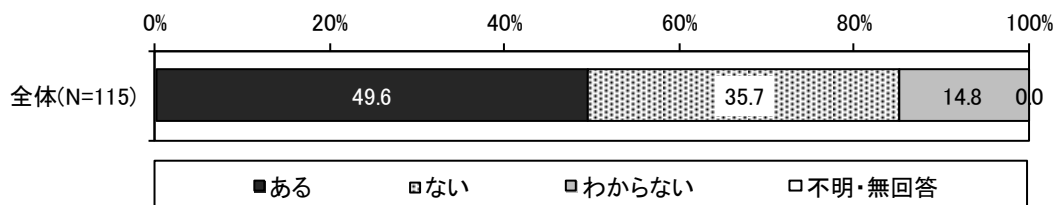
自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する。

注釈の追加

(1) 貧困状況にある家庭の状況について

- 貧困状況にある家庭の子どもや保護者に接することについては、「ある」が49.6%、「ない」が35.7%となっています。
数値の修正。それに伴い選択肢の順番が前後
- 貧困状況にあると思う子どもの状況については、「保護者の養育能力が低い」が89.5%と最も高く、次いで「保護者から放任（ネグレクト）されている」が77.2%となっています。
- 貧困状況にある子どもに見られる欠如していると思う項目については、「健全な生活習慣・食習慣」が96.5%と最も高く、次いで「こころの状態の安定性・心身の健康」が87.7%となっています。
数値の修正

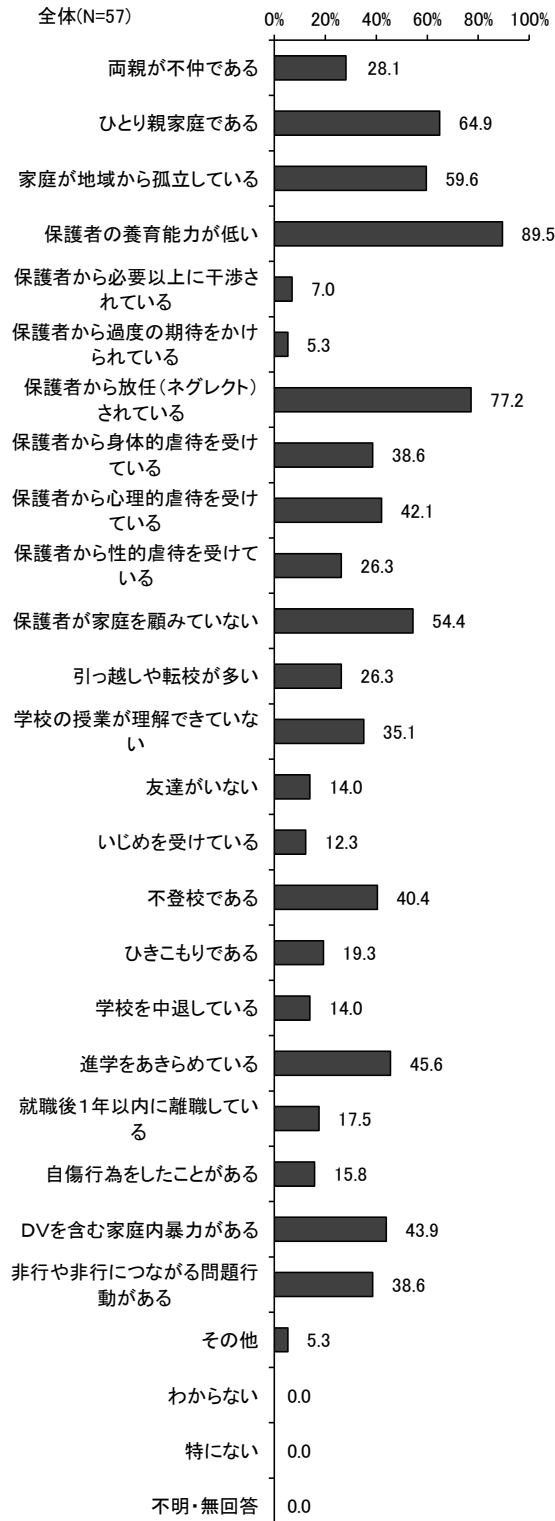
■ 貧困状況にある家庭の子どもや保護者と接することの有無〈単数回答〉



以下、貧困状況にある家庭の子どもや保護者に接することが「ある」と回答した支援者の結果のみの数値・グラフに修正

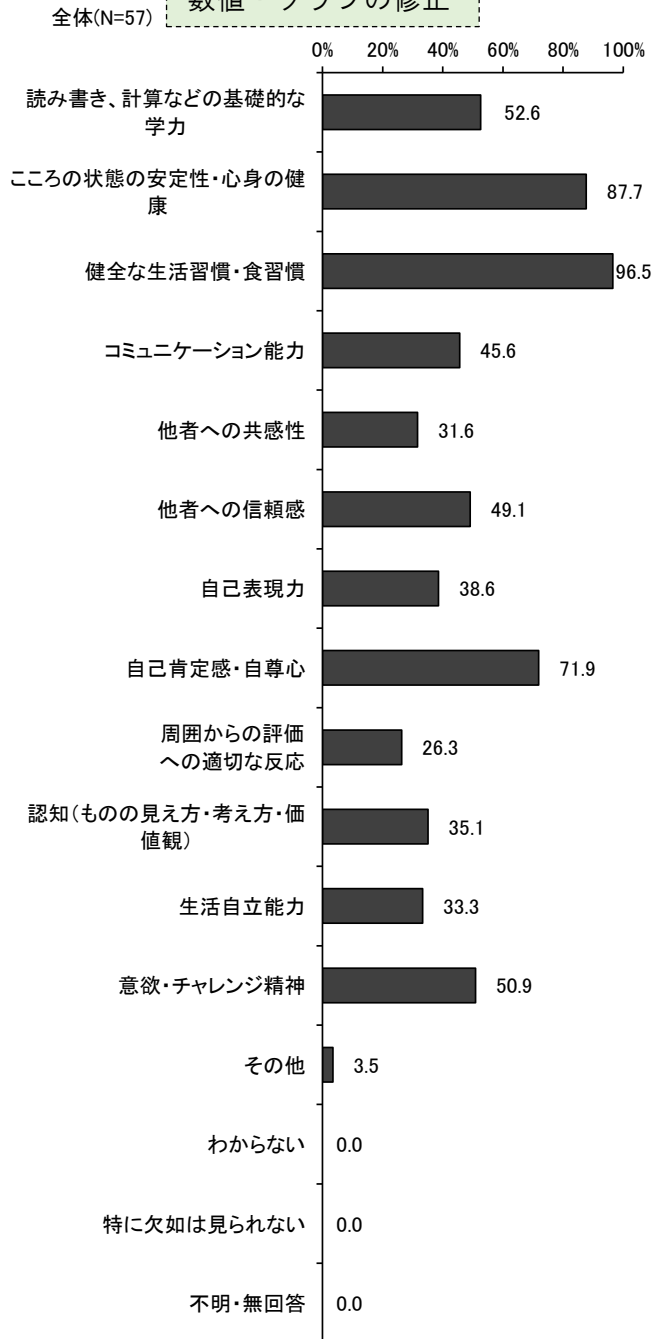
■ 貧困状況にあると思う子どもの具体的な状況〈複数回答〉

数値・グラフの修正



■ 貧困状況にある子どもは、どのような項目において欠如が見られると思うか〈複数回答〉

数値・グラフの修正

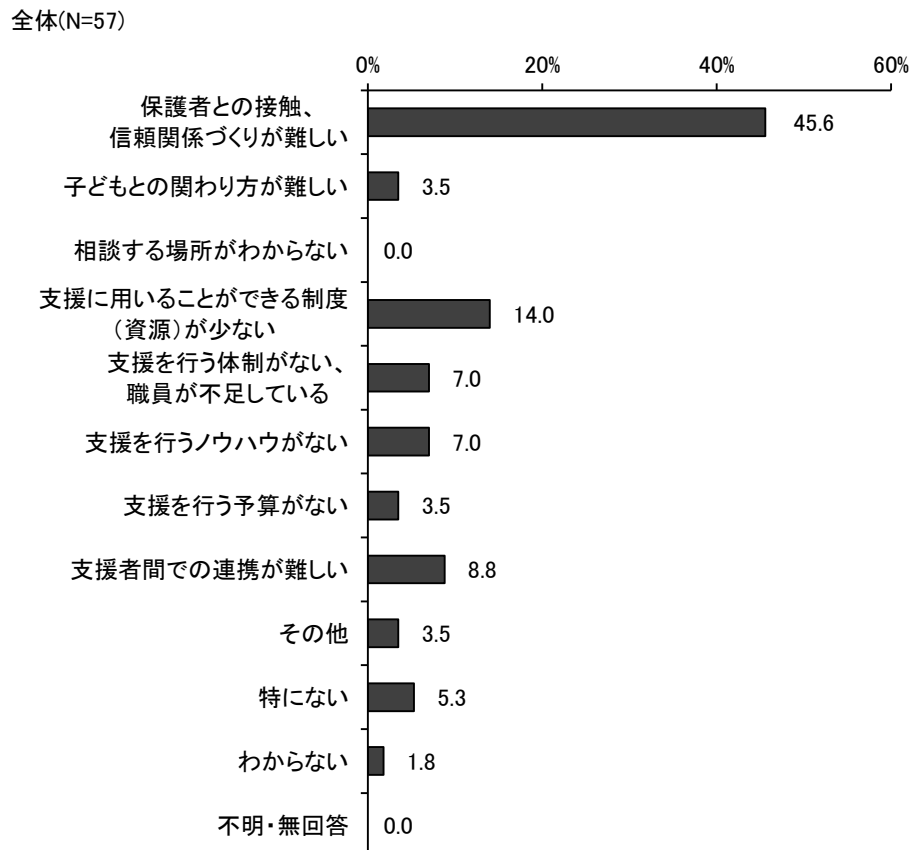


(マーカー前)『実際に取り組む』を削除

(2) 貧困状況にある家庭への支援の状況について

- 貧困状況にある家庭への支援において、困難だと思う点については、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」ことが多くあげられ、保護者との関係形成に苦慮している現状がうかがえます。

■貧困状況にある家庭への支援にあたって、困難だと感じる点〈単数回答〉



語順を変更

『について、』から
表現の修正

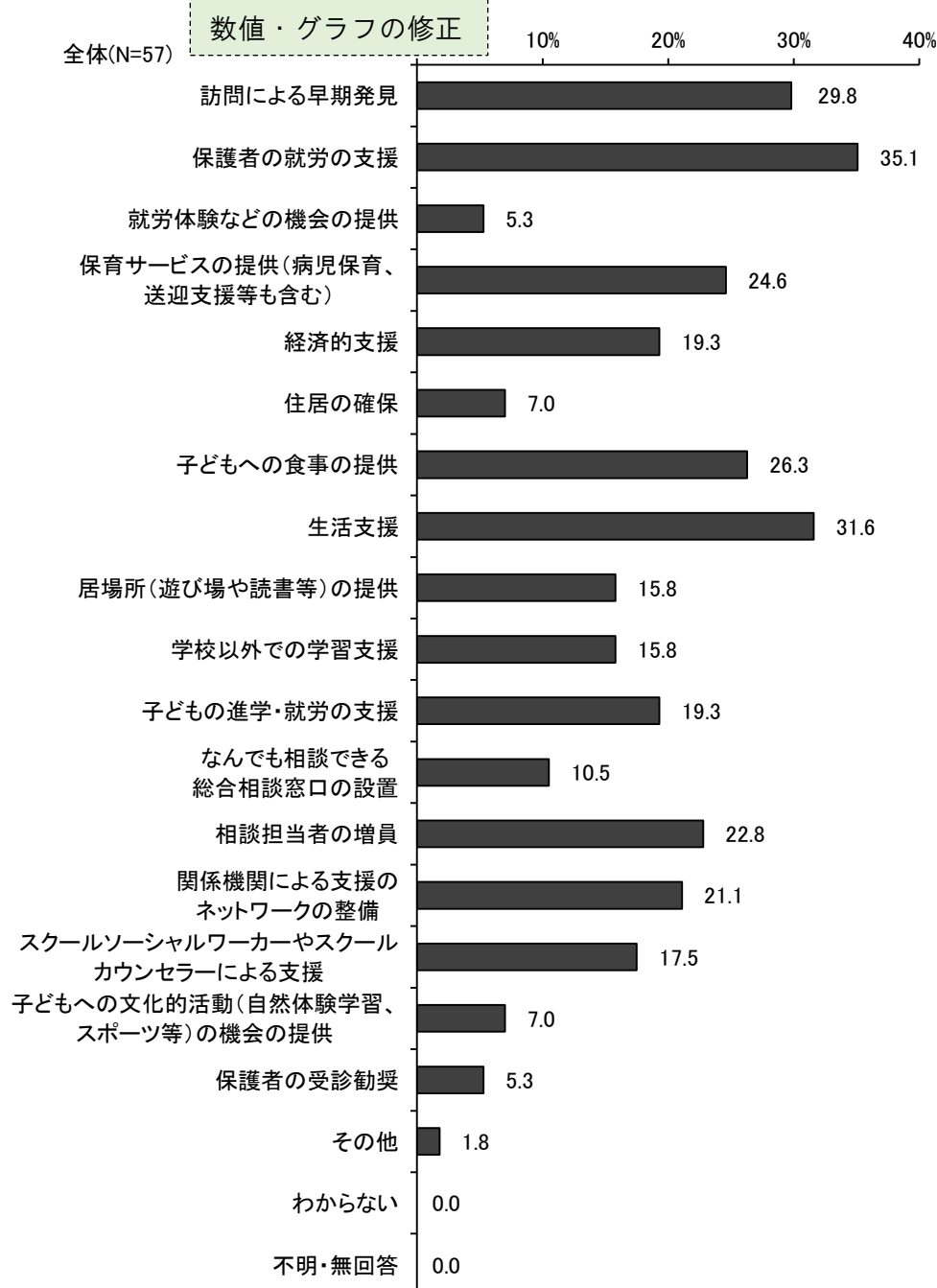
(3) 貧困状況にある家庭に今後必要な支援について

数値の修正

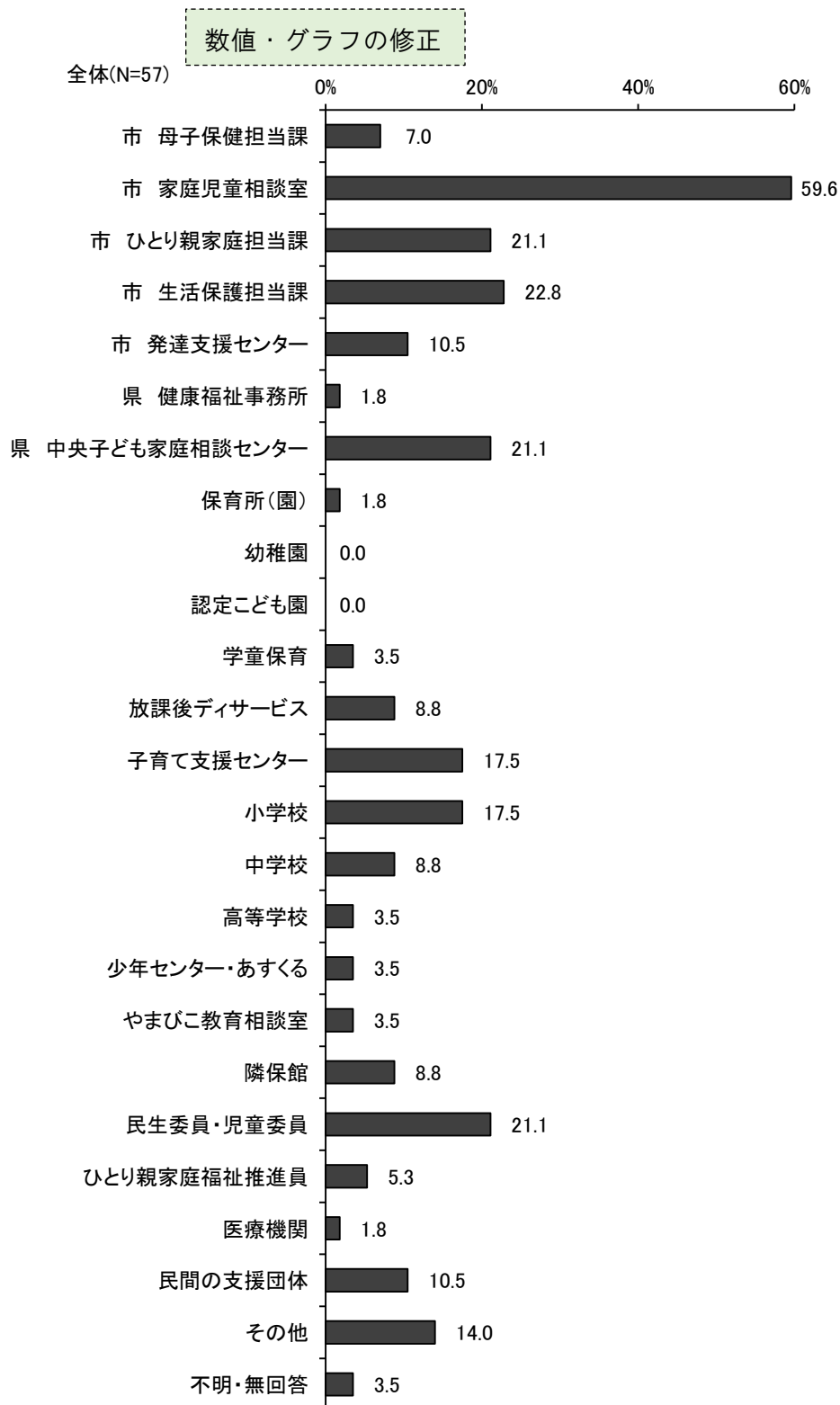
- 貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、もっと必要だと思う支援については、「保護者の就労支援」が35.1%と最も高く、次いで「生活支援」が31.6%となっています。
- 今後必要な支援に取り組むために、連携が必要な機関・団体については、「市 家庭児童相談室」が59.6%と最も高く、次いで「市 生活保護担当課」が22.8%となっています。その他、「県 中央子ども家庭相談センター」「市 ひとり親家庭担当課」「民生委員・児童委員」が2割台となっています。

追加

■ 貧困状況に置かれた子どもや保護者に対して、もっと必要だと思う支援〈複数回答〉



■ 今後必要な支援に取り組むため、連携が必要な機関や団体について〈複数回答〉



7 第1期計画の評価と課題

(1) 評価方法

(マーカー後ろ)『平成31年度の』を削除

事業ごとに設定した目標値に対する平成30年度までの進捗率を基に、基本目標や基本施策がどの程度達成できたか評価しました。進捗率が低いものは、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた課題項目として取り上げています。

平均進捗率	評 価	
100%以上	達成できた	A
80%以上～100%未満	概ね(9割)達成できた	B
60%以上～80%未満	概ね(7割)達成できた	C
60%未満	達成できていない	D

(2) 基本目標に基づく取組と課題

基本目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 就学前の教育・保育環境の整備	B	B 概ね(9割)達成できた
2. 就学前の教育・保育内容の充実	A	
3. 就学前の教育・保育の一体的提供	A	
4. 地域の子育て力の向上	B	
5. 確かな学力向上等に向けた取組	B	

取組状況と評価

各施策において、概ね9割達成できており、特に『2. 就学前の教育・保育内容の充実』『3. 就学前の教育・保育の一体的提供』においては、A評価となっています。

「1. ～5.」それぞれ施策番号を追加

B評価である『1. 就学前の教育・保育環境の整備』においては、保育ニーズの高まりに対応するため、認定こども園化や私立保育園の整備等を進めてきました。一方、保育サービスの充実や、今後の保育供給量の確保のためには、幼稚園教諭・保育士等の確保が課題となることから、関係機関と連携し、有資格者の再就職につなげるなどの人材や保育供給量の確保を目指した取り組みが重要になります。

『4. 地域の子育て力の向上』においては、地域の歴史、文化を活用した様々な体験活動が行われています。継続的な実施のためには、具体的な内容に変更を検討するなど事業の見直しを図り、地域の歴史への理解を深める学習支援を推進することが求められます。

『5. 確かな学力向上等に向けた取組』においては、教育指導力向上のための研修講習会の見直しや教員のスキルアップを図るなど、今後も教員の資質向上と授業の改善を推進していくことが必要です。

(マーカー後ろ)『「理科教育推進事業の充実」の進捗度がB評価ですが、』を文中から削除

具体的な内容に変更

基本目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 子どもの人権を守る環境づくり	B	B 概ね(9割)達成できた
2. 虐待防止等要支援児童対策	B	
3. 障害のある子どもと家庭への支援	B	
4. 子どもの安全確保	B	
5. 子育ての経済的負担の軽減	B	

漢字に変更

具体的な内容に変更

取組状況と
評価

『1. 子どもの人権を守る環境づくり』においては、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校で人権保育・教育を推進するための研修等を行っていますが、保護者の参加率に差があり、今後も啓発や職員研修の充実に努め、取組を強化していく必要があります。 「1. ～5.」それぞれ施策番号を追加

『2. 虐待防止等要支援児童対策』においては、認定こども園、幼稚園および保育所（園）・地域が子どもへの暴力予防について各園、地域の学習機会を通して学ぶことができるよう、周知時期や方法に工夫が求められ、具体的な内容に変更

『3. 障害のある子どもと家庭への支援』においては、今後、発達相談等の件数の増加に対応できるよう、乳幼児健診や民間の児童発達支援事業所、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校との連携を進めていくことや、インクルーシブ教育・保育の充実が求められます。

『4. 子どもの安全確保』では、防犯灯整備や防犯カメラ設置の補助について計画に位置付けし、市内の犯罪未然防止について対策を進めていく必要があります。

『5. 子育ての経済的負担の軽減』では、医療費助成の拡大についてニーズが高くなっており、実績の検証や効果検証等を進める必要があります。

（マーカー後ろ）『「防犯灯の整備など犯罪の起こりにくい環境整備の推進」に向けて、』を文中から削除

※インクルーシブ教育…

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

『インクルーシブ教育』の説明を追加

基本目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	B	B 概ね(9割)達成できた
2. 子どもと家族の健康な生活の支援	B	
3. 健康な心身を育てる食育の推進	B	
4. 子どもの健全育成	A	

具体的な内容に変更

「1.～4.」

それぞれ施策番号を追加

取組状況と

評価

『1. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援』では、ほとんどの事業が計画どおりに進行しています。産後ケア事業は、平成30年度までは利用人数が少ない状況でしたが、平成31年度は住民の方々へ周知されてきたのか、利用が伸びています。今後も利用状況を確認しながら、サービスを必要としている人に支援が届くよう、支援内容について検討していきます。

「あります」から変更

『2. 子どもと家族の健康な生活の支援』では、多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業等について、利用者からは好評を得ておりますが、さらなるサービスの充実のため、ニーズの把握により、メニューの見直しについて検討が必要です。

『3. 健康な心身を育てる食育の推進』では、今後より多くの対象者や地域に広く定着させられるよう、草津市健康推進員連絡協議会と連携し、地域に根付いた食育の取り組みを推進していくことが求められます。

『4. 子どもの健全育成』はA評価となっていますが、不登校（傾向）の児童生徒数の減少につながっていないこともあり、やまびこ教育相談室や、不登校児童生徒支援については、今後も支援を充実させていく必要があります。

(マーカー後ろ)『「結婚新生活支援事業」については目標値が未達成の年度があり、補助を受ける際の要件の精査や広報の手法についての検討が必要です。』を文中から削除

(マーカー後ろ)『「食育推進計画の推進」についてB評価となっています。』を文中から削除

基本目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 子育て・親育ちの体制整備、支援	A	B 概ね(9割)達成できた 『B』→『A』に修正
(1) 地域子育て支援拠点事業の展開		
(2) 親育ちを支援するサービスの充実		
(3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり		
(4) 子育て相談や情報の提供	B	
2. ひとり親家庭の自立支援	B	
3. 子育てしやすいまちづくり	B	

追加

「1.～3.」
それぞれ施策番号を追加取組状況と
評価

『1. 子育て・親育ちの体制整備、支援』では、『(1) 地域子育て支援拠点事業の展開』と『(3) 子育て支援のネットワークの仕組みづくり』がA評価となっています。

『(1) 地域子育て支援拠点事業の展開』では、地域子育て支援センターやつどいの広場、児童館等、多様な子育て支援の場を整備しています。遊び場としての利用は多いものの、子育て相談の件数が少ない等の課題があり、さらなる利用促進と相談の場としての周知徹底が必要です。

『(2) 親育ちを支援するサービスの充実』では、家庭教育に関心の低い保護者に対する啓発が重要になります。

『(4) 子育て相談や情報の提供』では利用者支援事業（保育コンシェルジュ）がニーズの高いサービスとなっており、保育需要に対応できるよう、コンシェルジュの増員・質の向上を目指す必要があります。

『2. ひとり親家庭の自立支援』については、子どもの居場所づくりについて必要な世帯に情報が届くよう関係機関への周知徹底や、事業への参加者増加につながる環境を整えることが求められます。

『3. 子育てしやすいまちづくり』では、住宅困窮者対策事業について、民間の賃貸住宅の空き室や福祉団体等による住宅困窮者への居住支援のあり方を含め検討することが求められます。

（マーカー後ろ）『家庭教育サポート事業の推進』がB評価で、』を文中から削除

※利用者支援事業（保育コンシェルジュ）…

利用者支援事業は、子どもおよびその保護者や妊娠している方等が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育・保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。保育コンシェルジュは、その支援を行う専門員。

基本目標5 子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策	施策別評価	目標別評価
1. 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	B	B 概ね（9割）達成できた
2. 児童育成クラブの整備	B	
3. ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実	A	

「1.～3.」
それぞれ施策番号を追加

取組状況と
評価

『1. 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供』については、認定こども園、保育所（園）で実施する特別保育事業において、保育士不足等で提供できるサービスに限りがあるほか、ファミリー・サポート・センター事業では提供会員の不足等、人材確保に関する課題がみられます。また、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）では、指定施設の空き状況で、受け入れが難しい場合があり、人材や施設の確保も含め、より幅広いニーズに対応できるよう取り組む必要があります。

『2. 児童育成クラブの整備』では、児童数が増加する区域において、民営の児童育成クラブを開設し対応していますが、今後も待機児童を出さないことを目標に施設整備を進めていく必要があります。

『3. ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実』は、企業への働きかけはニーズの高い取り組みであり、今後も引き続き、子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの啓発・推進が重要になります。

それぞれ施策名から、『の充実』『の推進』を削除

（マーカー後ろ）『「民間による児童育成クラブの整備」がB評価となっています。』を文中から削除

（マーカー後ろ）『すべての事業についてA評価となっています。』を文中から削除

8 課題と方向性

『就学前から就学後までの教育・保育の充実』から変更

課題1 就学前の教育・保育の充実および放課後の居場所づくり

- 人口の状況を見ると、0～5歳人口は微減傾向、小学生人口については、将来的な減少が予測されている。女性の就業率は平成22年から平成27年にかけて上昇しており、今後も女性の社会進出や就労形態の変化による保育ニーズの増加が予測されることから、対応する施設定員の確保が必要。文言の追加
- 認定こども園・保育所（園）の弾力運用による定員を超えた受け入れ、幼稚園の定員割れが続いており、就学前施設、教育・保育人材の有効活用が必要。
- 保育需要の増大により、児童育成クラブの入会児童数も増加を続けている。国では、保護者の就労の有無によらない放課後の居場所の整備が進められており、多様な居場所づくりが必要。
- 国では、幼児教育・保育の質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を保障する観点から、各市町村で教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置することが進められており、本市においても、幼小連携の強化とそれによる質の高い教育・保育の提供が求められる。

子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

課題2 子どもの権利の保障と安全対策

- 虐待相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑多様化。困難ケースにも迅速に対応できる体制の強化が必要。
- ニーズ調査では、日頃の悩みや不安については、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が最も高い。また、「子どもを叱りすぎているのではないか」が3番目に高く、子どもの育ちや自身の子育てを不安に思う傾向がうかがえる。
- 児童発達支援事業の利用者数は増加傾向。発達に課題のある子どもや障害のある子ども本人への支援はもちろん、障害の有無にかかわらず共に生活できる環境づくりのため、周囲への理解促進が必要。
- 障害、児童虐待等支援が必要な子どもの早期発見・早期対応が必要。
- 支援者調査では、貧困状況にある家庭への支援において、困難だと思う点として、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」ことが多くあげられている。子ども本人への支援だけでなく親や家庭環境等、世帯全体への支援が必要。
- ニーズ調査では、充実してほしい事業として「認定こども園、幼稚園および保育所（園）等に係る費用の軽減」が最も高く、次いで「子どもの遊び場」、「公園や歩道の整備」と続いており、経済的な負担軽減や子どもの遊び場等の環境面へのニーズが高い。
- ニーズ調査では、子どもが病気の際に「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」という回答がある。事故等を未然に防ぐためにも、緊急時にサービスを必要としている家庭への支援が必要。

段落の追加

子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

課題3 安心して産み育てることのできる支援体制の充実

- ニーズ調査では、日頃の悩みや不安については、就学前で「子どもの食事や栄養に関すること」が2番目に高く、特に0~2歳児で高い。
- 核家族化が進行し、親族からの支援が受けにくい環境にある人は少なくないと考えられる。産後から子育て期の不安を抱えやすい時期にケアを必要としている人を早期に把握し、支援につなぐ仕組みづくりが必要。
文言の修正
- 核家族化や少子化に伴い、身近な人から子育ての体験や知識を得ることや、乳幼児とふれあう機会がないまま親になる人が増加することが考えられ、子どもの教育や子どもとの接し方等への不安や悩みに対するきめ細やかな相談対応が求められる。

心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

課題4 子育ての孤立解消と相談支援の充実

- 国勢調査では、1世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進行。
- ニーズ調査では、同年齢の子どもをもつ親同士の付き合いについて「同年齢の子どもの親との付き合いはあまりない」が前回調査よりも上昇。
- ニーズ調査では、子育てに「不安や負担を感じる」が就学前児童、小学生ともに3割程度の回答がある。
- ニーズ調査では、評価できる事業について、就学前児童では「子育てに関する相談体制」が2番目に高い。

掲載する統計データの修正により、ひとり親世帯数についての記載を削除

子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

課題5 家庭、地域、企業等多様な団体との連携による子育て支援の充実

- ニーズ調査では、仕事と子育てを両立するうえで必要なこととして、就学前児童、小学生ともに、「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみってくれる人や保育サービスがあること」が上位2位となっている。
- ニーズ調査では、子どもが病気等で園や小学校等を休む場合の対応方法として、サービス等を利用しない理由について、「子どもが病気の際は父親や母親がそばにいたい」が最も高い。子どもの病気を理由に仕事を休みにくいといったことのないよう、社会全体の意識の醸成が必要。
- 子育ての経験を生かせる場や機会があれば、ボランティアとして参加したいかについては、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」、「誘われれば参加したい」が就学前児童、小学生ともに一定の回答があり、地域の子育て支援の担い手として期待される。
- ニーズ調査では、評価できる事業について、小学生では、「地域の人たちによる防犯活動」が2番目に高い。

社会全体で子育てを支援する環境づくり

第3章 計画の基本的な考え方

本市が目指す「子育てしやすい市」の姿として「基本理念」を、この基本理念の下で育むことを目指す子ども像として「草津っ子」を掲げます。この2つの将来像を両輪として、本市の子育て環境の充実を推進し、子どもの育ちを支えます。

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。

本市に生まれ、育つ子どもたちが誇りをもって、心豊かな人生を送ってほしい。そのために、一人ひとりの大切な命、子どもたちの人権を尊重し、子どもたちの育ちを見守る中で、たくさんの人々が子どもたちや、子育てをする人々に関わり、どの子も、どの子育て家庭も安心して地域の人々とともに暮らしていける環境をつくっていきたいと考えています。

本市には、本陣をはじめとした歴史的資源や、湖岸や川辺、美しい田畑、あおばな等の特色ある産物、企業の集積、市民発信の活動等、多様な資源があります。また、京阪神の通勤圏内であることから、転入転出等の人口移動も多く、新たな市民も増え、人口の増加が続いていますが、0～5歳児の人口は減少局面に入っており、今後は、少子高齢化が進んでいくと予想されます。

誰もが生きがいをもち、健やかで幸せに暮らせる「健幸都市」づくりを進めている本市は、自然環境を活かし、子どもたちに多くの出会いや体験機会を提供することや地域とともに子育てを支え、安心して子どもを産み育てる環境を整備する等、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していきたいと考えています。

健幸都市の概念を追加

家庭をはじめ、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校、企業、市等多様な主体が我が事として連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津を目指して、丸ごととなって取組を進めます。

地域共生社会の考え方を追加

基本理念

子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津

2 草津市の目指す子ども「草津っ子」

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、その時期の教育・保育は人間としての生き方に大きく影響することから重要です。乳幼児は生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人間として社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。

この時期のすべての子どもたちが、かけがえのない存在として尊重され、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、自己を十分に発揮しながら活動できるようにするためには、保育所（園）や幼稚園等の教育・保育機能を高めることが重要になります。

認定こども園、幼稚園および保育所（園）は、本市の子どもの現状と課題を共有し、家庭や地域社会との連携、さらには小学校との十分な連携も視野に入れて、すべての子どもの健やかな育ちを保障していかなければなりません。草津市の目指す子ども像を実現するための基盤として、生涯にわたって必要とされる生きる力の基礎を培い、「心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども」を推進します。

目指す子どもの姿 「草津っ子」

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

いのちを大切にし、育む子ども（健康・体力）

自分や周りの人、生物のいのちの大切さを理解し、守り育むことのできる子どもを育てます。

よく考え、主体的に行動する子ども（学び）

いろいろな事柄に興味をもち、自分で考え、目標に向かって積極的に行動できる子どもを育てます。

人と豊かに関わる子ども（豊かな人間性）

様々な経験を通して学び、深い関わりと、ひとつひとつの人とのつながりを大切にできる子どもを育てます。

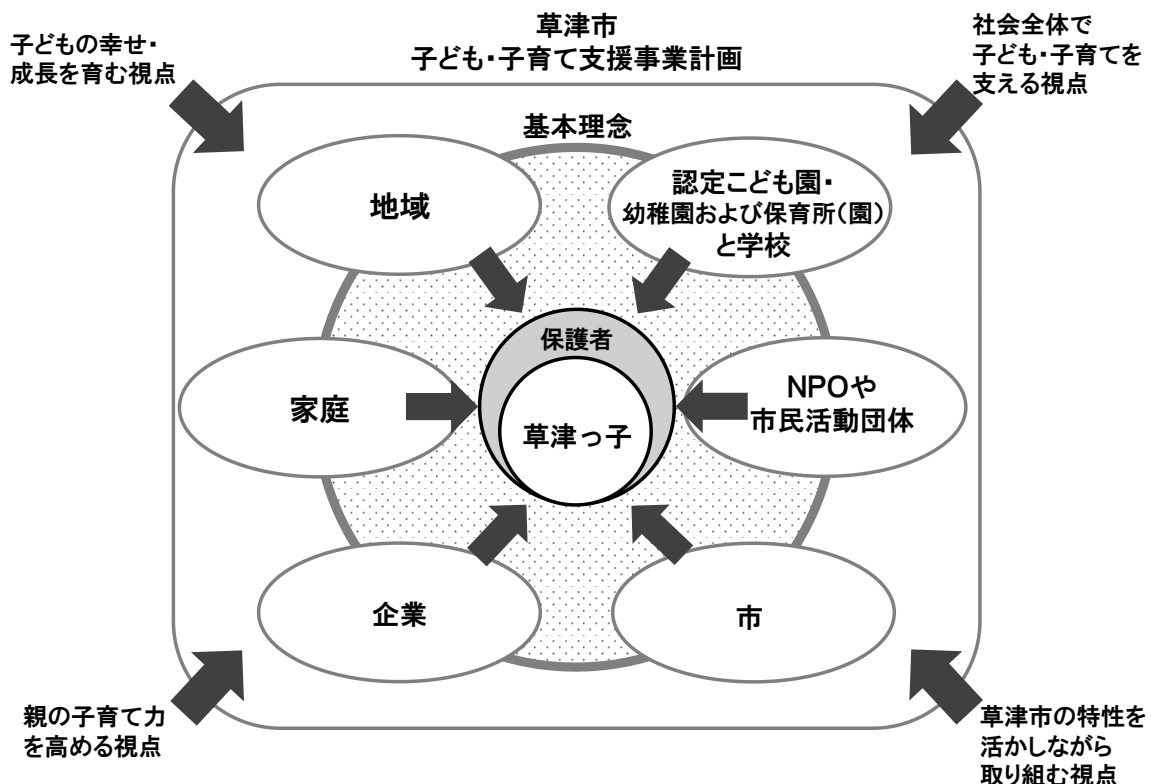
生まれ育った地域に愛着をもつ子ども（地域）

自然や歴史、文化など自分の育った地域に関心をもち、大人になってからも郷土への思いを大切にする子どもを育てます。

3 計画推進にあたっての視点

<p>(1) 子どもの幸 せ・成長を育 む視点</p>	<p>子どもの人権と個性を大切にし、一人ひとりの子どもの最善の利益が実現され、健やかな成長とその生活が保障されることを第一に考え、子どもの視点に立った子ども・子育て支援施策を展開する必要があります。</p> <p>また、育った家庭環境によって子どもの現在と将来が制限されることなく、子どもの幸せと成長を育むための支援に取り組むことが求められます。</p>
<p>(2) 親の子育て力 を高める視点</p>	<p>子育ての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識のもと、保護者が子どもと向き合いながら、親子の信頼関係を形成し、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを見出すことができるよう、また、子ども自身は周りの人に愛されている、見守られているという気持ちを持てるよう、家庭・保護者の子育て力を向上させることが求められます。</p>
<p>(3) 社会全体で子 ども・子育て を支える視点</p>	<p>子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長と、子どもと日々向き合う子育て家庭を社会全体で支え、見守ることが重要です。市民や地域、企業、関係団体、市等の多様な主体が連携・協力し、仕事と家庭の両立や様々な地域活動に取り組むことで、子育て家庭に寄り添った社会を形成していくことが求められています。</p> <p style="text-align: center;">保護者や家庭を支える目線を追加</p>
<p>(4) 草津市の特性を 活かしながら取 り組む視点</p>	<p>人口やまち全体の動向を踏まえながら、本市の豊かな自然環境と歴史・文化、総合大学の立地、産業集積の状況といったまちの特性を活かした取組を進めるとともに、子どもたちが生まれ育った地域へ愛着をいだき、未来をつくる草津の子どもとして羽ばたけるよう、子ども・子育て支援事業を展開することが求められます。</p>

■草津っ子と基本理念の関係



4 基本目標

目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

質の高い教育・保育の充実に向け、就学前の教育と保育の一体的な提供と、教育・保育人材の確保・育成を推進します。

また、子どもの発達と学びの連続性を踏まえ、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を進め、子どもの育ちを支えます。

目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

子どもの虐待を防止し、子どもの権利を守る取組を推進します。

また、障害のある子どもや外国につながる子ども等、援助を要する子どもと家庭への支援を充実し、全ての子どもの健やかな成長を支えます。

さらに、子どもたちが地域で安心・安全に生活できるよう見守り体制や生活環境の整備を推進します。

貧困家庭については、子どもの現在および未来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかな育ちを支援するための子どもへの支援と自立に向けた保護者への支援を推進します。

目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

子育て家族と子どもが健康的に生活できるよう、妊娠期からの精神的、経済的な支援を行います。

また、子どもが心身ともに健全に成長できるよう、健康の維持促進や体力向上に努め、不登校や引きこもり等の心の問題に対応する関係機関との連携を強化し、取組を推進します。

目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

子育ての孤立を防ぐため、親子が集い、不安や悩みを地域で相談できる場所の充実を図ります。また、ひとり親世帯への支援については、地域の大人と信頼関係を築き社会性を育むための子どもへの支援を推進します。

目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり

地域と共に実施する「地域協働合校」等様々な体験機会を通して、歴史や文化、科学、環境について学ぶ環境をつくります。

仕事と子育ての両立をサポートするため、様々なニーズに合わせた保育サービスを充実させます。子育て家庭への職場の理解を深めるため、企業への働きかけを推進します。

5 施策の体系

